

# 障害児通所支援 指定申請等の手引き

浜松市障害保健福祉課

2024年4月

## 改訂履歴

年月日	頁	改訂内容
R6.4.1		○児童福祉法改正に伴うもの
	15	・(追加) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について
	—	・(削除) 医療型児童発達支援に関する内容の削除
	31、41	・(修正) 児童発達支援センターの一元化に伴う削除修正
		○R5.6.30 サービス管理責任者等に関する告示改正に伴うもの
	32	・(変更) 児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由による欠如について
	33	・(追加) 実践研修受講に係る OJT の期間について
		○指定基準の改正に伴うもの
	38	・(変更) 心理指導担当職員→心理担当職員
	31	・(変更) 指導訓練室→発達支援室
	36	・(追加) 個別支援計画の相談支援専門員への交付
	15、44	・(追加) プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法による公表
	44	・(追加) インクルージョンの推進に努めること
		○令和6年4月報酬改定によるもの(主なもの)
	23	・(追加) サービス提供時間区分による基本報酬について
	23	・(変更) 延長支援加算
	48	・(変更) 児童指導員等加配加算
	53	・(変更) 専門的支援加算⇒専門的支援体制加算／実施加算
		○その他追加内容
	46	・(追加) 運営基準において必要とされる計画及び研修・訓練等

# 目次

1. 障害児通所支援の概要 .....	4
1 概要 .....	4
2 支援の種類.....	4
3 障害児通所支援に係る根拠法令等.....	5
4 指定障害児事業者等の責務（法第 21 条の 5 の 18） .....	6
2. 指定申請及び各種手続きについて .....	7
1 指定申請に係る要件.....	7
(1) 指定の要件について.....	7
(2) 事業者及び施設の設置者の責務について .....	7
(3) 指定基準について .....	7
2 指定に係る事務手続.....	9
(1) スケジュール .....	9
(2) 事前相談.....	9
(3) 指定申請までに準備すること .....	9
(4) 指定申請書の提出（法第 21 条の 5 の 15） .....	11
(5) 審査及び現地確認 .....	11
3 指定後の事務手続 .....	12
(1) 指定更新（法第 21 条の 5 の 16） .....	12
(2) 指定事項変更申請（法第 21 条の 5 の 20 第 1 項） .....	12
(3) 変更届（法第 21 条の 5 の 20 第 3 項） .....	12
(4) 障害児通所支援給付費等の算定に係る体制届.....	13
(5) 業務管理体制の整備（法第 21 条の 5 の 26） .....	14
(6) 情報公表制度（WAM NET）について .....	14
(7) 障害者支援施設等災害時情報共有システムについて .....	15
(8) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について（法第 18 条の 20 の 4） .....	15
(9) 自己評価結果等の公表について（基準省令第 26 条第 1 項第 7 号） .....	15
(10) プログラムの公表について（基準省令第 26 条の 2） .....	15
(11) 事業の休止・再開・廃止（法第 21 条の 5 の 20 第 3 項及び第 4 項） .....	16
(12) 実地指導（法第 21 条の 5 の 22、法第 57 条の 3 の 2） .....	16
(13) 集団指導.....	16
(14) 勤務実績の報告（本市取扱い） .....	16
4 申請様式及び提出期限一覧.....	17
3. 指定基準等（人員・設備・運営に関する基準） .....	18
1 用語の定義（基準省令第 2 条、解釈通知第二の 2） .....	18
2 営業時間とサービス提供時間について .....	22
(1) 運営規程に定める「営業時間」 .....	22
(2) 「サービス提供時間（支援提供時間）」 .....	22
(3) 営業時間及びサービス提供時間と報酬との関係について.....	22

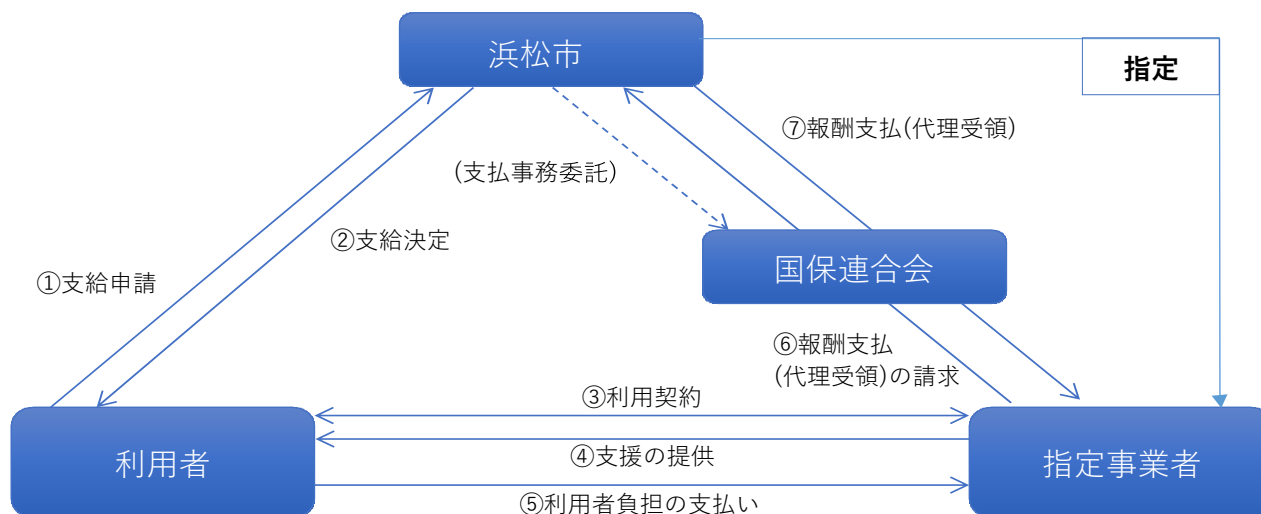
(4)	人員配置と報酬算定の例 .....	24
3	利用定員について .....	26
(1)	サービスごとの「利用定員」の下限について（解釈通知第三の3(1)) .....	26
(2)	運営規程に定める「利用定員」について（解釈通知第三の3(26)①) .....	26
(3)	利用定員の遵守について .....	26
4	障害児通所支援事業の形態について .....	27
(1)	従たる事業所 .....	27
(2)	多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの） .....	28
(3)	同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い .....	29
(4)	単位について .....	30
5	設備基準 .....	31
6	人員基準における管理者及び従業者について .....	32
(1)	管理者（基準省令第7条、第36条） .....	32
(2)	児童発達支援管理責任者（基準省令第5条、第27条、第28条） .....	32
(3)	児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条） .....	37
(4)	機能訓練担当職員 .....	38
(5)	看護職員 .....	38
7	サービス別人員基準 .....	39
(1)	児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス .....	39
(2)	児童発達支援（児童発達支援センター）（設備運営基準第63条） .....	41
(3)	居宅訪問型児童発達支援 .....	42
(4)	保育所等訪問支援 .....	42
4.	運営について .....	43
1	運営基準の主な事項 .....	43
2	運営基準に定められた計画・委員会・研修・訓練等 .....	46
3	運営に関する留意事項 .....	47
4	報酬算定に関する留意事項について .....	48
(1)	主な加算 .....	48
(2)	主な減算 .....	56
5	その他障害児通所支援に関するQ & A .....	58

# 1. 障害児通所支援の概要

## 1 概要

障害児通所支援事業等を提供する者は、児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（浜松市においては、政令指定都市のため浜松市長）の指定を受ける必要があります。

本書は、指定申請に係る関係法令等に基づく基本要件や留意事項等をまとめたものです。新規申請等に当たっては、本書の内容をご理解いただき、徹底した法令順守を図っていただきますようお願いいたします。



## 2 支援の種類

種類	支援の種類 (児童福祉法)	事業の概要
障害児通所支援	児童発達支援 (センター第43条、センター以外第6条の2の2第2項)	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
	放課後等デイサービス (第6条の2の2第3項)	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援 (第6条の2の2第4項)	重度の障害等により、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応するための訓練及びその他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援 (第6条の2の2第5項)	保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

### 3 障害児通所支援に係る根拠法令等

区分	関係法令等	本資料凡例
法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	法
政令	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）	令
省令	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	規則
条例	浜松市児童福祉法施行条例	条例
細則	浜松市児童福祉法施行細則（平成8年3月29日浜松市規則第53号）	細則
要綱	浜松市指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する要綱	要綱
省令	<b>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）</b>	<b>基準省令</b>
通知	<b>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）</b>	<b>解釈通知</b>
省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	設備運営基準
告示	<b>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）</b>	<b>報酬告示</b>
通知	<b>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）</b>	<b>留意事項通知</b>
ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスガイドラインについて（平成27年4月1日障発0401第2号）</li> <li>・児童発達支援ガイドラインについて（平成29年7月24日障発0724第1号）</li> <li>・保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（平成29年3月）</li> </ul>	ガイドライン等
Q&A	障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A （独立行政法人福祉医療機構が運営する「 <a href="#">WAM NET</a> 」参照）	国Q&A
主管課長会議資料	障害保健福祉関係主管課長会議資料 （独立行政法人福祉医療機構が運営する「 <a href="#">WAM NET</a> 」参照）	主管課長会議資料
請求事務ハンドブック	「障害福祉サービス・障害児支援 請求事務ハンドブック サービス提供事業所の皆さまへ」（国民健康保険中央会）	請求ハンドブック

## 4 指定障害児事業者等の責務（法第 21 条の 5 の 18）

① 指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- ・ 専門的な知識及び経験を持つ児童発達支援管理責任者によるアセスメント、通所支援計画の作成及びモニタリング（少なくとも 6 カ月に 1 回）の実施。
- ・ 計画作成に当たっては、児童発達支援管理責任者が保護者及び児童と面談を行い、意向や目標を確認した上で計画案を作成し、従業者からの意見を求める。その後、保護者への説明を行い、同意を得ること。
- ・ 従業者は児童発達支援管理責任者が作成する通所支援計画に基づき支援を行う。
- ・ 幼稚園や保育所、学校等からの相談に応じ、助言を行う。

② 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

- ・ 自己評価（従業者・保護者へのアンケート）の実施と改善により、支援の質を向上させる。（年に 1 回の公表）
- ・ 苦情に対して、迅速かつ適切に対応し、事業所の運営改善を重ねることで、支援の質を高め運営の適正化を確保する。
- ・ 研修計画に基づき、従業者が事業所内外の研修へ参加することで資質の向上を図る。

③ 指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- ・ 児童の意思と人格を尊重する。（児童への支援方法や声のかけ方に注意。NG：児童間のトラブルに対して一方的に判断する。否定的な言葉をかける。他の児童と比較する。交換条件により行動を促す。など）
- ・ 虐待、身体拘束の禁止（虐待防止研修及び身体拘束適正化のための研修の実施、虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の開催）
- ・ 法に基づく命令（政令、省令、告示）を遵守しなければならない。

## 2. 指定申請及び各種手続きについて



### 1 指定申請に係る要件

#### (1) 指定の要件について

障害児通所支援等の指定にあたっては、法第 21 条の 5 の 15 の規定に基づく以下の要件を満たしたうえで、サービスの種類及び事業所ごとに行います。

- ① 法人格を有すること（規則第 18 条の 34）
- ② 従業者の知識、技能及び人員が厚生労働省令、あるいは市条例で定める基準を満たしていること（浜松市の条例で定める基準は、厚生労働省令の基準としています）
- ③ 事業の設備及び運営に関する基準に従って、適正な事業運営が可能であること
- ④ 法第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号に該当しないこと  
※申請者が、指定を取り消された法人の役員等で、取消の日から 5 年を経過しない者であるとき等

#### (2) 事業者及び施設の設置者の責務について

障害児通所支援等の実施にあたっては、法第 21 条の 5 の 18 の規定に基づく責務を果たす必要があります。（前頁参照）

#### (3) 指定基準について

提供する障害児通所支援の種類ごとに、法第 21 条の 5 の 19 及び本市条例第 2 条第 2 項等の規定（次頁参照）に基づき、指定基準を定めています。

**この基準を満たさない場合には指定及び更新ができません。**

- ① 人員基準・・・従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
- ② 設備基準・・・事業所に必要な設備等に関する基準
- ③ 運営基準・・・支援の提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項等、事業を実施する上で求められる運営上の基準

なお、**人員基準違反、設備・運営基準違反を始め児童福祉法第 21 条の 5 の 24 に規定する取消し事由に該当し指定基準を満たしていない場合は、改善勧告や命令、指定の取消しや指定の全部又は一部の効力停止の行政処分を受けることとなります。**この場合、各種給付費については、これを支給しないあるいは返還していただくこととなります。



## ① 指定基準に関する根拠法令

根拠法令		本文
法第21条の5の19		1 指定障害児事業者等は、 <b>都道府県（政令市）の条例</b> で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。 2 指定障害児事業者等は、 <b>都道府県（政令市）の条例</b> で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。
<b>条例</b>	第2条第2項	法第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の17第1項各号並びに法第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、 <b>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。</b>
	第6条 (※児発センターのみ)	法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営の基準は、 <b>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。</b>

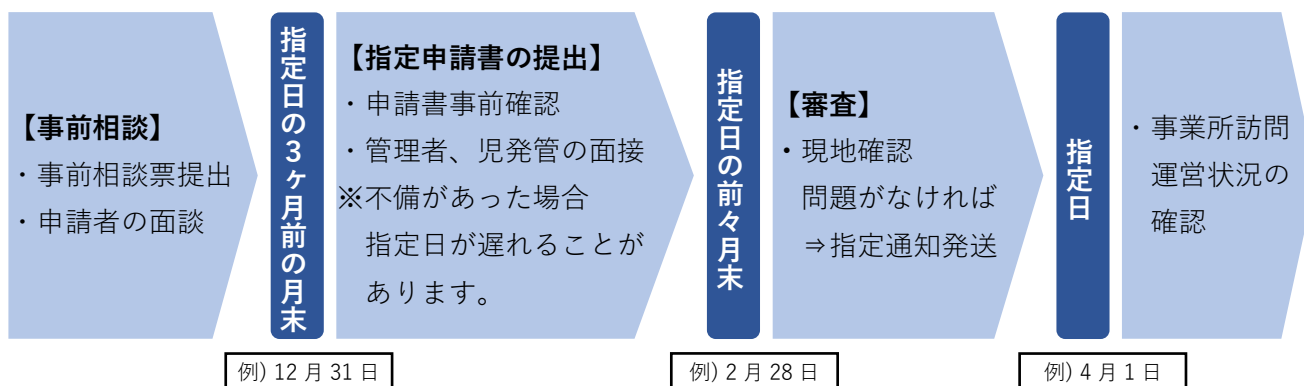
## ② 基準の性格（解釈通知第一の1、2）

1	基準は、指定障害児通所支援事業者が法に規定する指定通所支援を提供するため、 <b>必要な最低限度の基準を定めたもの</b> であり、指定障害児通所支援事業者は、 <b>常にその運営の向上に努めなければならない。</b>
2	指定障害児通所支援事業者等が <b>満たすべき基準を満たさない場合</b> には、指定障害児通所支援事業者等の <b>指定又は更新は受けられない。</b> また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。市長の指導等の対象となり、この <b>指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができる。</b> ③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な指定通所支援が行われていることが判明した場合、当該指定通所支援に関する障害児通所給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、 <b>次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</b>
(1)	次に掲げるときその他の指定障害児通所支援事業者等が自己の利益を図るために基準に違反したとき ①指定通所支援の提供に際して <b>通所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</b> ②障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して <b>特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</b> ③障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して <b>特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき</b>
(2)	障害児の <b>生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</b>
(3)	その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

## 2 指定に係る事務手続

### (1) スケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、**毎月1日**です



### (2) 事前相談

- 市 HP から「新規開設等事前相談票」をダウンロードし作成してください。

【URL】 <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/siteii/documents/tokutei.html>

- 指定を受ける日の3ヶ月前までに、メールにて障害保健福祉課指導 G 宛に提出してください。

【メールアドレス】 [syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

※メール確認漏れ防止のため、件名に「**新規開設相談（希望サービス種別）法人名**」を記入してください。（例）「新規開設相談（放課後等デイサービス）〇〇法人」

- 市担当者から申請者に連絡し、面談の日を決定します。
- 申請者との面談では、申請理由、開設時期、法の責務・基準の理解、設備・人員の状況、資産状況、収支見込、利用者ニーズ、支援内容等について伺います。

### (3) 指定申請までに準備すること

#### ③ 事業者の定款について

- 児童福祉法に基づく指定事業所は、**法人である必要**があり、また、法人の定款の目的の中に事業を行うための適切な文言の記載が必要となります。

定款に記載すべき事業名

「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

- ただし、社会福祉法人や医療法人、消費生活協同組合など、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、当該所轄庁の指導に従ってください。（特定非営利活動法人については上記の事業名で問題ありません。）
- また「障害児通所支援事業」の記載があれば、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」など個々のサービス名の記載は不要です。

#### ④ 事業者の名称について

事業所名について、近隣（送迎地域も含める）に類似の事業所名がないかどうか確認してください。浜松市のホームページの【[事業所一覧](#)】で確認してください。また、読みが分かりにくい記号は、できる限り避けてください。

## ⑤ 関係法令の適合について

### 土地に関すること

土地に関する手続きは、地目、場所等により異なりますので、ご注意ください。

- ・農地での障害児通所支援事業の実施を検討する場合は、[市ホームページ](#)（農地転用で検索）をご確認のうえ、**所轄の農業委員会事務局**へご相談ください。（農地転用等の手続きが必要）
- ・市街化調整区域等の用途地域において、障害児通所支援事業を行うためには事前に開発許可を受けることが必要な場合がありますので、**都市計画法の担当部署（都市計画課、土地政策課）**に事前にご確認ください。

※農地にある既存建物は、原則、特定の目的を持ったものになり、その目的以外の利用ができないものがあります。農地にある物件の賃貸による開設を検討する場合は、必ず不動産会社又は土地政策課に各種法令上の問題のない土地であるか確認をしてください。

### 建物に関すること

- ・事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、**建築基準法の管轄の部署（建築行政課）**に事前にご確認ください。
- ・事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、**管轄の消防署**に事前にご相談ください。

※消防署の検査・受付までに相当な時間を要する場合がありますので、指定申請書提出までには消防署に届け出て、立ち入り調査を終えておくなど調整をお願いします。（消防法令適合通知書の遅延により指定が延期になるケースがあります。）

## ⑥ 送迎車両の安全装置設置

- ・送迎を行う場合、送迎に使う車両が**3列以上の車両の場合（一部義務づけの例外あり）**には、ブザー等により子供の置き去り防止のための装置を設置しなければなりません。送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の[ガイドライン（国土交通省）](#)に適合した製品（[こども家庭庁の安全装置リスト](#)に掲載されたもの）を、必ず設置してください。

## ⑦ その他

- ・水防法及び土砂災害防止法において、事業所が**浸水想定区域と土砂災害警戒区域内にある場合**は、「**避難確保計画の作成**」と「**避難訓練の実施**」が義務付けられています。事前に浜松市ハザードマップにてご確認ください。
- ・事業所の開設に際して工事を行う場合などは、**近隣住民に対して事前に説明を行い、理解を得た上で**進めてください。また、自動車での児童の送迎を予定している場合なども、事前に説明していただくことがトラブルの防止につながります。

#### (4) 指定申請書の提出（法第 21 条の 5 の 15）

- ・市ホームページから**指定申請における必要書類チェック表**及び**新規指定申請に必要な様式**をダウンロードし作成してください。（規則第 18 条の 27、28、29、29 の 2、30）

※制度改正等により様式が変更になる場合がありますので、必ずホームページをご確認ください。

[ホーム](#) > [創業・産業・ビジネス](#) > [福祉・介護](#) > [障害福祉サービス等事業者の皆様へ](#) > [事業所の指定・指導関係](#) > [児童福祉法関係](#) > [申請・届出について](#) > [1.新規指定について](#)

※制度改正があった場合や申請書の内容に詳細な確認が必要な場合には、ホームページに記載していない添付書類の提出を依頼することがあります。

- ・書類の事前確認を行いますので、**来庁の際には必ず電話予約**を行ってください。
- ・**書類の事前確認時に管理者及び児童発達管理責任者との面談**を行います。

#### 面談時確認事項

- 基準理解として、「[本資料凡例](#)」に記載のある「基準省令」「解釈通知」「報酬告示」「留意事項通知」「ガイドライン等」について、確認されていることを前提にお話を進めさせていただきますので、必ず事前にご確認ください。
- 人員配置の基準についての認識を確認させていただきます。
- 営業時間とサービス提供時間、常勤の定義の理解について確認させていただきます。その上で、その事業所で行うサービス内容に沿っているかを確認させていただきます。
- 他のサービスとの多機能型の場合、人員や設備、動線等を確認させていただきます。
- 各事業におけるガイドラインを理解いただいているかを確認させていただきます。
- 加算の届出を行う場合は、それぞれの加算の内容について理解いただいているか確認させていただきます。

- ・**指定を受ける日の前々月末までに不備のない申請書**を提出してください。（**期限厳守**）
- ・指定を受ける日の前々月末は申請書の確認・提出の予約が集中し、ご希望に添えない場合もありますので、余裕をもって準備し、なるべく早めに予約をお願いします。

#### (5) 審査及び現地確認

- ・申請書を受理した後に、人員、設備及び運営の基準を満たしているかどうか具体的な審査を行います。不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。
- ・指定前に、現地確認を行います。その時点で、設備上の不備がある場合は、指定予定日に指定をすることはできませんので、ご注意ください。

### 3 指定後の事務手続

#### (1) 指定更新（法第 21 条の 5 の 16）

- ・指定の有効期間は、指定の日から**6年間**です。有効期間を経過した場合、指定の効力は失われます。事業を継続する場合は、必ず**指定更新の手続き**が必要です。
- ・指定更新申請書類は、**失効する日の前月末まで**に、不備が無い状態のものを郵送で提出してください。

※例：3月31日に失効する場合、2月末までの提出

#### (2) 指定事項変更申請（法第 21 条の 5 の 20 第 1 項）

##### ① 指定事項変更申請の対象サービスと内容

法に基づき、以下の場合には**指定事項変更申請手続き**を行う必要があります。

- ・「児童発達支援」の利用定員を増加する場合
- ・「放課後等デイサービス」の利用定員を増加する場合

##### ② 指定事項変更申請手続

指定変更を行う場合は、指定事項変更申請書を提出する必要があります。

- ・指定事項変更申請書は、**変更日の1か月前まで**に、必要書類を含め不備が無い状態のものを郵送で提出してください。
- ・変更申請にあたっては、静岡県障害児福祉計画によるサービスの需給バランスの観点から、変更が認められない場合がありますので、必ず事前相談を行ってください。
- ・必要書類は、原則、指定の際に作成・提出した書類のうち、変更内容に関連する書類一式を提出してください。

#### (3) 変更届（法第 21 条の 5 の 20 第 3 項）

##### ① 変更届出の対象項目（規則第 18 条の 35 第 1 項）

障害児通所支援等の運営内容等に変更があった場合は、変更届を提出する必要があります。支援の種別ごとに、変更届を提出しなければならない内容が異なりますので、詳しくは[市ホームページ](#)で確認してください。

<参考：変更届の提出を要する主な変更項目一覧>

- ・事業所（施設）の名称・所在地
- ・申請者（代表者）の名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名
- ・申請者（代表者）の登記事項証明書又は条例等
- ・事業所の平面図（各室の用途）及び設備の概要
- ・管理者、児童発達支援管理責任者の氏名・生年月日・住所・経歴
- ・運営規程

## ② 変更届手続き

- ・変更届は、**変更日から10日以内**に届け出る必要があります。（法第21条の5の20第3項）  
※ただし、事業所の移転等の建物に関する変更及び定員の増減については、**変更日の1ヶ月前**までに届け出を提出してください。
- ・変更届の**提出が遅れた場合**は、その理由等を記載した「**遅延理由書（任意様式）**」を添付していただきます。
- ・必要書類は、原則、指定の際に必要な書類のうち、変更内容に関連する書類一式を提出してください。

## （４）障害児通所支援給付費等の算定に係る体制届

### ① 加算（減算）を受ける場合の取扱い

- ・障害児通所給付費等の算定に関し、各種加算（または減算）を受ける場合は、**障害児通所支援給付費等の算定に係る体制届**を提出する必要があります。

※既に加算を受けていて、要件を満たさなくなった場合においても、届出が必要です。

- ・報酬算定の**単位数が減る減算項目の届出及び既に算定している加算の要件に該当しなくなった場合**については、減算要件に該当した、または加算要件に該当しなくなった日から減算、または加算不可となるため、**速やかに届出を提出**してください。
- ・報酬算定の単位数が増える加算等の届出については、**算定予定月の前月15日まで**に提出してください。**16日以後に提出がなされた場合には翌々月から算定**します。なお、15日が閉庁日の場合は、前日の開庁日までとなります。（留意事項通知 第一 1届出の受理（4））

### ② 新規指定時の加算届について

- ・新規指定を受ける際に、合わせて加算の算定を行う場合は、指定申請書類と合わせて**指定予定日の前々月末まで**に体制届を提出してください。

※加算届の書類に不備がある場合は、加算の算定が翌月等にずれることがあります。

### ③ 前年度の実績を用いて算定を行う加算等について

前年度の実績等を用いて算定する基本報酬や加算項目については、原則、毎年4月15日までに届出を提出する必要があります。

※制度改正等により、提出期限が変更になる場合があります。

※算定区分等が変わらない場合であっても、確認のために必ず提出してください。

※前年度実績を用いる加算のうち、年度末までの実績確認を要しない加算項目については、①に基づき届出を行ってください。

【参考：原則4月15日までの提出を要する主な加算等項目一覧】

サービス種別	加算等	内容
児童発達支援	基本報酬区分	前年度における利用者の延べ人数のうち、未就学児の割合 (※主として重症心身障害児を通わせる場合は対象外)
児童発達支援 放課後等デイサービス	看護職員加配加算	加算対象となる医療的ケア児の利用延べ人数（実績） (※主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ)

## (5) 業務管理体制の整備（法第 21 条の 5 の 26）

平成 24 年 4 月 1 日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の指定を受けている事業所を運営する事業者は、事業運営の適正化を図るための体制整備とその届出が義務付けられています。

指定・許可を受けている事業所等の数	事業者の規模	業務管理体制の整備内容		
		法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規定の整備	業務執行の状況の監査
1～19件	小	必要	—	—
20～99件	中	必要	必要	—
100件～	大	必要	必要	必要

- ・初めて障害児通所支援事業所を開設する場合等には、業務管理体制の整備に基づく法令遵守責任者の届出等が必要になります。
- ・届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の**根拠条文（サービス）ごと**に行う必要があります。同一法人であっても、該当する種類が複数にわたる場合は、該当する種類ごとに届出が必要ですので、ご注意ください。
- ・代表者、法令遵守責任者、法人所在地等に変更があった場合には、**遅滞なく**変更の届出が必要です。

区 分	届出先
事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課
<b>すべての事業所等が浜松市内に所在する事業者</b>	<b>浜松市</b>
上記以外の事業者	静岡県

## (6) 情報公表制度（WAM NET）について

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、事業所の基本情報及び運営情報等の報告及び公表が必要です。（法第 33 条の 18）

独立行政法人福祉医療機構が運営する WAM NET の「[障害福祉サービス事業所検索](#)」を利用することで、全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報をインターネットでいつでも誰でも気軽に入手することができます。

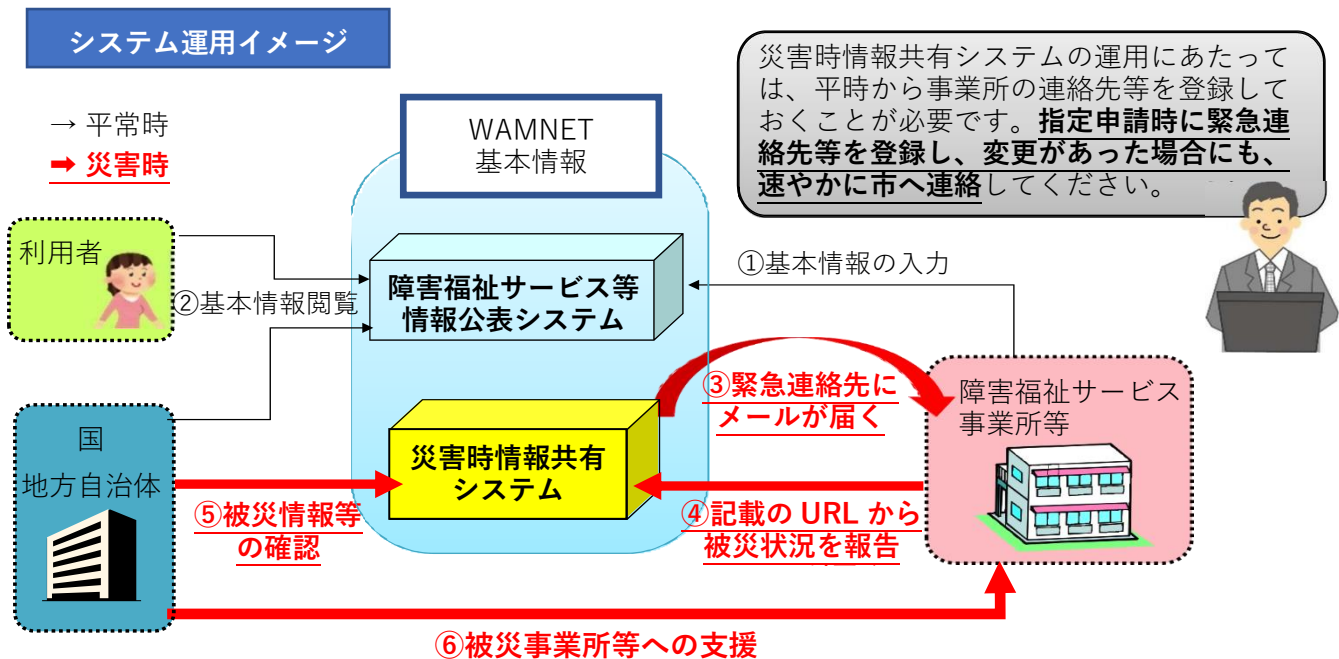
新規指定後に浜松市が基本情報を登録すると、**WAM NET から事業所にログイン ID・パスワードが通知**されます。（指定後 1 カ月程度）**届き次第、速やかに情報公表システムへ詳細情報を入力し報告**を行ってください。また、情報に変更があった場合には随時行っていただくとともに、**年に 1 度必ず情報を更新**してください。

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から令和 6 年 4 月以降は、情報公表システム上、**未報告となっている事業所について「情報公表未報告減算」が適用**されます。

## (7) 障害者支援施設等災害時情報共有システムについて

令和3年度から、災害発生時に障害福祉サービス事業所等の被災状況を国や自治体と情報共有するためのシステム「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の運用が開始されました。災害発生時における被災状況等を迅速に把握・共有し、事業所等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的としています。（※災害時情報共有システムは一般には非公開です。）

【参考】 [障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡板](#)



## (8) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について（法第18条の20の4）

児童への性暴力等により保育士資格の登録を取り消された者について、再登録の際、厳格な審査を求める等、資格管理の厳格化を目的に、保育士を任命又は雇用する者(以下「採用責任者」)は、保育士を任命又は雇用するに当たり、保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられています。

事業者は、保育士特定登録取消者管理システムの利用のため、利用者情報（採用責任者情報等）の登録を行い、任命又は雇用の際には、システムにより特定登録取消者に該当するかどうか確認し、十分かつ慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行ってください。

## (9) 自己評価結果等の公表について（基準省令第26条第1項第7号）

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所は、サービスの質の向上を図るために、ガイドラインに沿った評価項目について、従業者の評価を受けた上で自己評価を行うとともに、利用者の保護者からの評価を受けて、その改善を行ってください。また、**概ね1年に1回以上、その評価及び改善内容を保護者に示すとともに、インターネット等により公表してください。**

## (10) プログラムの公表について（基準省令第26条の2）

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業所ごとに5領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）とのつながりを明確化した事業所全体の支



援内容を示すプログラムを作成し、インターネットの利用その他の方法により公表をしてください。（令和7年3月31日までの経過措置）

なお、令和7年4月1日からは、支援プログラムの作成・公表が未実施の場合「支援プログラム未公表減算」が適用されます。

### （1 1）事業の休止・再開・廃止（法第21条の5の20第3項及び第4項）

- ・事業の休止・廃止を行う場合は、その休止又は廃止の日の1ヶ月前までに、必要書類を提出してください。（法第21条の5の20第4項）
- ・廃止又は休止の日以後においても引き続き支援の提供を希望する利用児童に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の事業者等その他関係者との連絡調整や引継ぎを行い、休止及び廃止届提出の際には対応が完了していることが確認できる資料（「①利用者に対する措置」「②利用者氏名・保護者氏名・連絡先・受給者証番号・引き続き障害児通所支援の提供を希望する申出の有無」「③障害児通所支援を継続的に提供する場合には、他の事業所名」が確認できるもの）を添付してください。（法第21条の5の19第4項、規則第18条の35の8）
- ・休止した事業を再開する場合も、再開を希望する日の1ヶ月前までに、必要書類を提出してください。なお、再開届は再開後10日以内に提出してください。（法第21条の5の20第3項）

### （1 2）実地指導（法第21条の5の22、法第57条の3の2）

障害児通所支援事業所が基準を満たしているか、通所給付費の請求が適切に行われているのか等を確認するために、おおむね3年に1回事業所を訪問し、法に基づく「実地指導」を行います。実地指導の対象となった事業所は、原則、実施の1ヶ月前に実施の通知を郵送にてお知らせします。

なお、本市が必要と認めた場合は、緊急に実施する場合があります。実地指導により指摘された事項については、文書等にて改善報告（通所給付費については、自主点検による返還）を行っていただきます。

実地指導は、原則として国の「主眼事項及び着眼点等」の項目について確認します。「主眼事項及び着眼点等」は、毎年市HP（実施指導について）に掲載しますので、実施がない年においても、自己点検や研修に活用してください。

### （1 3）集団指導

年に1回全ての事業者に対し、障害児通所支援の取扱い、給付費請求の内容、制度改正内容及び虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方式で行います。

### （1 4）勤務実績の報告（本市取扱い）

本市では、一部事業者による不正請求の実態や、障害児通所支援事業において職員の入替わりが多いという状況を鑑み、事業所職員の体制について、必要な資格や実務経験を有する職員が適切に配置されているか確認するため、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の実績版を作成し、国保連への請求と合わせて、翌月10日までの報告（障害保健福祉課指導G宛に電子データ提出）をお願いしています。

特に、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算、医療連携体制加算、医療的ケア児に係る基本報酬を算定する場合には、予定に基づく体制届を提出すれば算定できるのではなく、職員配置の実績が、報酬告示の要件を満たすことで請求が可能となりますので、必ず実績を確認した上で、請求してください。

## 4 申請様式及び提出期限一覧

届出書	様式	変更事項等	提出期限（必着）等
新規開設等事前相談票		—	指定希望月の3ヶ月前の月末
指定申請書	第1号	—	指定希望月の前々月末
事業等開始届 (法第34条の3第2項) (規則第36条の30の7)	細則 第7号の5	—	指定希望月の前々月末
指定更新申請書	第2号	—	失効する日の前月末 ※新規指定または前回更新時から設備 に変更がある場合は事前協議が必要
指定事項変更申請書	第3号	定員の増	事前協議を経た上で前月末までに届出
変更届（指定に係る事項）	第5号	事業所の所在地 変更（移転）	事前協議を経た上で前月末までに届出
		その他	変更日から10日以内
事業等変更届 (法34条の3第3項) (規則第36条の30の7)	細則 第7号の6	事業等開始届の内容 の変更	変更の日から1月以内
給付費算定に係る体制届 (加算・減算)	第12号	報酬増額	算定しようとする月の前月15日まで (15日が閉庁日の場合は前日の閉庁日 まで) →翌月1日から算定
		報酬減額	変更後速やかに届出
福祉・介護処遇改善加算、 福祉・介護職員等特定処遇 改善加算計画書	別紙様式 2-1～2-4	算定開始・区分変更	取得・変更する月の前々月末日
業務管理体制整備事項届	第9号	新規整備、区分（行政 機関）の変更	新規整備：指定希望月の前々月末 区分の変更：変更後遅滞なく
業務管理体制整備事項変更 届	第10号	法人種別、法人名 称、代表者、事業所 名称、所在地等の変更	変更後遅滞なく
廃止・休止届	第7号	指定事業所を廃止ま たは休止する場合	休止する日の1ヶ月前 ※事前に契約者の引継を完了すること
事業等廃止・休止届 (法34条の3第4項) (規則第36条の30の8)	細則 第8号	事業を廃止または休 止する場合	休止する日の1ヶ月前
再開届	第6号	休止していた事業を 再開する場合	事業再開後10日以内 ※1ヶ月前までに事前協議を行った上で 再開し、再開届を提出してください。

### 3. 指定基準等（人員・設備・運営に関する基準）

※条文について、基本的には児童発達支援における基準省令を用いておりますので、支援助ごとに読み替えてください。

#### 1 用語の定義（基準省令第2条、解釈通知第二の2）

用語	定義
常勤	<p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「<b>母性健康管理措置</b>」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「<b>育児・介護休業法</b>」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「<b>育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置</b>」という。）が講じられている者については、<b>利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</b></p> <p>併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「<b>産前産後休業</b>」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「<b>育児休業</b>」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「<b>介護休業</b>」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「<b>育児休業に準ずる休業</b>」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>

#### <母性健康管理措置>

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

※指導事項を守ることができるようにするための措置

- 妊娠中の通勤緩和（時差通勤、勤務時間の短縮等の措置）
- 妊娠中の休憩に関する措置（休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置）
- 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（作業の制限、休業等の措置）

< 育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置 > (育児・介護休業法第 23 条)

育児のための所定労働時間短縮の措置		介護のための所定労働時間短縮等の措置	
措置の内容	3歳に満たない子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を設けなければならない	措置の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、所定労働時間短縮等の措置を講じなければならない
対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者（日々雇用及び1日の労働時間が6時間以下の労働者を除く）</li> <li>&lt; 労使協定の締結により対象外となる労働者 &gt;</li> <li>①入社1年未満の労働者</li> <li>②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</li> <li>③業務の性質・実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者（※対象外となる業務の範囲を具体的に定めることが必要）</li> </ul>	対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者（日々雇用労働者を除く）</li> <li>&lt; 労使協定の締結により対象外となる労働者 &gt;</li> <li>①入社1年未満の労働者</li> <li>②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</li> </ul>
代替措置	短時間勤務制度を講ずることが困難な労働者については、次のいずれかの措置を講じなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業に関する制度に準ずる措置</li> <li>・フレックスタイム制度</li> <li>・始業・終業時刻の繰上げ繰下げ</li> <li>・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</li> </ul>	措置	次のいずれかの措置を講じなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定労働時間を短縮する制度</li> <li>・フレックスタイム制度</li> <li>・始業・終業時刻の繰上げ繰下げ</li> <li>・労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度</li> </ul>
期間	子が3歳に達する日まで	期間/回数	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以上の期間内に2回以上

< 育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置 > (育児・介護休業法第 24 条)

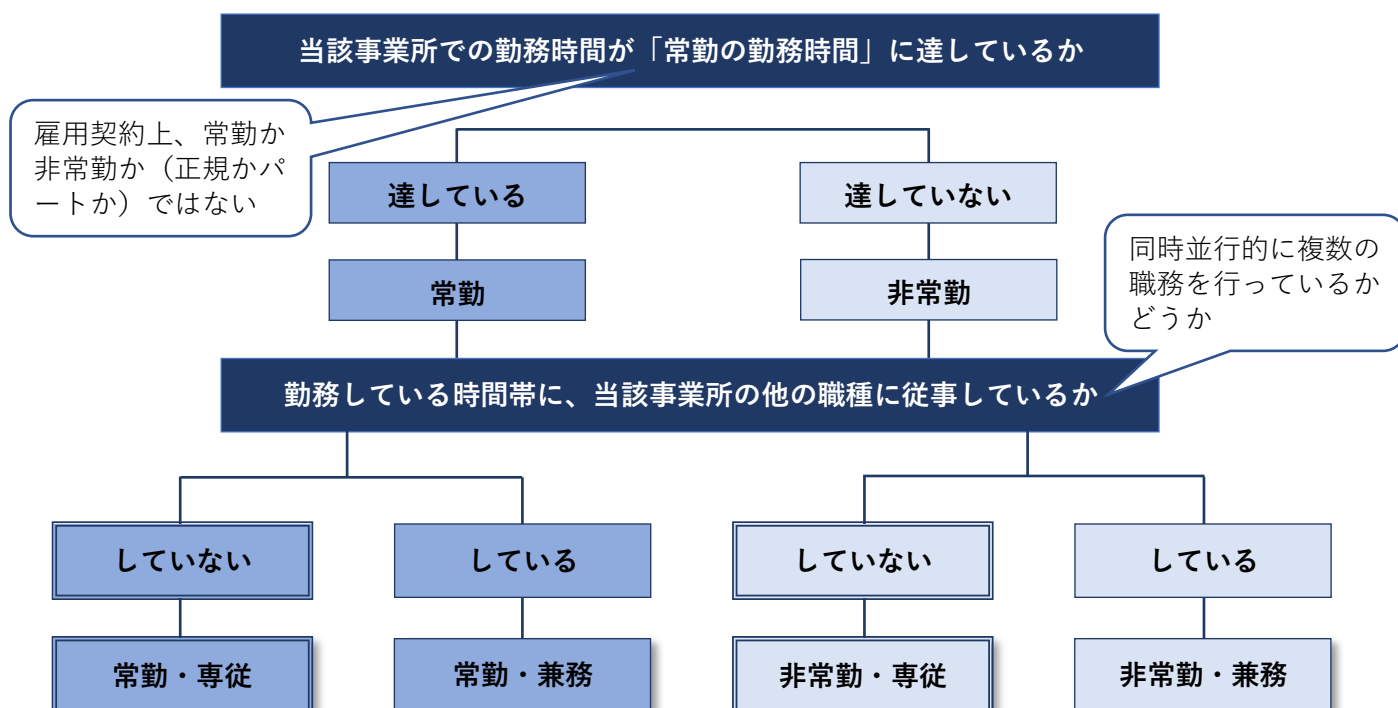
小学校就学の始期に達するまでの子を養育又は家族を介護する労働者に関する措置	<p>&lt; 育児 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又はフレックスタイム制等の措置に準じて、必要な措置を講ずる努力義務</li> <li>・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、配偶者出産休暇等の育児に関する目的で利用できる休暇制度を講ずる努力義務</li> </ul>	<p>&lt; 介護 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族を介護する労働者に関して、介護休業制度又は所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務</li> </ul>
---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これらの措置により **例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱う場合には、措置を講じていることを証明する書類（短時間勤務取扱通知書等の写し）の提出をお願いします。**

用語	定義
常勤換算方法	<p>指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p> <p>この場合の<b>勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</b>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>【参考：1週間の常勤換算の計算例】  「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週40時間の事業所に、週20時間勤務の保育士が3人いる場合（20時間+20時間+20時間）÷40時間＝保育士1.5（常勤換算）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>（平成20年1月31日国Q&amp;A（指定基準・報酬関係）問6）  <b>非常勤職員が病欠や年休（有給休暇等）・休職等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。</b>  しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、<b>必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。</b>  また、<b>常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものと常勤換算に含めることができる。</b></p> </div>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。</p> <p>なお、<b>従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</b></p>
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」	<p>原則として、<b>サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないこと</b>をいうものである。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

勤務形態		専従 (専ら従事する、専ら提供に当たる)	兼務
<例> 事業所における通常の勤務時間が1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において従事する場合		当該事業所に勤務する時間帯において、 <u>その職種以外の職務に従事しないこと</u>	当該事業所に勤務する時間帯において、 <u>その職種以外の職務に同時並行的に従事すること</u>
常勤	当該事業所における勤務時間が「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に <u>達していること</u> ※雇用契約上、非正規、非常勤、パート等であっても、週40時間を満たせば常勤となる	<b>①常勤かつ専従</b> 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	<b>②常勤かつ兼務</b> 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に <u>達していないこと</u>	<b>③非常勤かつ専従</b> 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	<b>④非常勤かつ兼務</b> 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

### 【判断フロー】




## 2 営業時間とサービス提供時間について

「営業時間」と「サービス提供時間」の考え方については、以下のとおりです。

### (1) 運営規程に定める「営業時間」

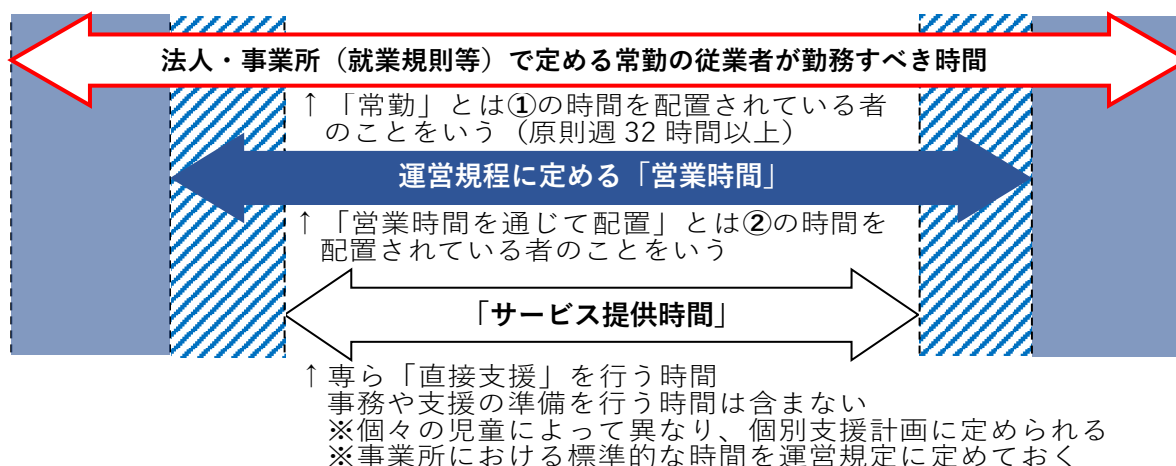
事業所に職員を配置し、「児童を受け入れる体制」を整えている時間で、サービス提供が可能な時間のこと。なお、送迎のみを行う時間帯は営業時間に含まない。



※「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいう（例外については、下図  の説明を参照）（平成 27 年度国 Q&A 問 71（平成 27 年 3 月 31 日））

### (2) 「サービス提供時間（支援提供時間）」

児童に直接支援を提供する時間。個々の児童によって必要な支援の時間は異なり、個別支援計画において定められる。なお、事業所の標準的な提供時間をあらかじめ運営規定に定めておく必要がある。（留意事項通知 1 通則（3））

※同じ「サービス提供時間」でも、①運営規定に定める「サービス提供時間」、②個別支援計画に定められる「提供時間」、③実際に支援を提供した時間（実利用時間）を区別する必要があります。



-  : 送迎のみを行う時間帯は営業時間に含まれない
-  : サービス提供時間を確保するために合理的な方法によって行う送迎の際に、直接処遇職員が添乗することにより、当該時間帯の前後に勤務していない直接処遇職員を新たに配置しない限り、人員配置基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が 1 人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。（平成 27 年度国 Q&A 問 71（平成 27 年 3 月 31 日））

### (3) 営業時間及びサービス提供時間と報酬との関係について

○ 開所時間減算（児童発達支援、放課後等デイサービス（授業終了後に行うものを除く。））

運営規程に定める営業時間が 6 時間未満 4 時間以上	所定単位数の 100 分の 85
運営規程に定める営業時間が 4 時間未満	所定単位数の 100 分の 70

※個々の障害児の実利用時間は問わない。例えば、6 時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が 6 時間未満となった場合は減算の対象とならない。

○ 報酬算定可否（支援時間の下限）（全サービス）

個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除く。）は 30 分以上とする必要がある。（30 分未満のサービス提供については基本的に報酬を算定しない）

なお、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた児童（※）に対するサービス提供についてはこの限りではない。

※あらかじめ市に対象児童の個別支援計画を提出し、許可を得てください。

○ 報酬算定区分（主として重症心身障害児以外を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス）

区分 1	個別支援計画に定められたサービス提供時間が 30 分以上 1 時間 30 分以下
区分 2	個別支援計画に定められたサービス提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下
区分 3	個別支援計画に定められたサービス提供時間が 3 時間超 5 時間以下 (放課後等デイサービスの授業終了後に行う場合は算定不可)

※実際の提供時間（実利用時間）が個別支援計画において定めた時間より短い場合の取扱い

事業所都合 ⇒ 現に支援に要した支援時間により算定。

障害児や保護者の事情 ⇒ 個別支援計画において定めた時間により算定。なお、計画と実利用時間が乖離する状態が継続する場合、計画の見直しを行うこと。

※実際の提供時間（実利用時間）は、サービス提供実績記録票において記録すること

○ 延長支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

対象者/時間	原則		例外（※）
	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上	30 分以上 1 時間未満
下記を除く障害児	92 単位/日	123 単位/日	61 単位/日
重症心身障害児 医療的ケア児	192 単位/日	256 単位/日	123 単位/日

※30 分以上 1 時間未満の区分については、児童又は保護者の都合により延長支援時間が 1 時間未満となった場合に限り算定が可（この場合でも 30 分以上の支援時間であることが必要）

【主として重症心身障害児以外を対象とする事業所】

- ・運営規程に定める営業時間が 6 時間以上（放課後等デイサービスの授業終了後に行うものを除く。）であり、最長の支援時間区分（5 時間（放課後等デイサービスの学校終了後は 3 時間））の前後に、預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定する。
- ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を個別支援計画に記載し、あらかじめ保護者の同意を得ること。
- ・延長時間帯に職員を 2（対象児が 10 人を超える場合は、2 に 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数）以上配置していること。（うち 1 以上は基準に置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
- ・支援の前後ともに行う場合は、延長支援時間はいずれも 1 時間以上とすること。
- ・具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できるが、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うこと。

【主として重症心身障害児を対象とする事業所及び共生型事業所】

- ・運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、営業時間の前後に、預かりニーズに対応した支援（延長支援）を行った場合に算定する。







### 3 利用定員について

#### (1) サービスごとの「利用定員」の下限について（解釈通知第三の3(1)）

指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限が定められています。なお、基準省令第11条に規定する「利用定員」とは、**1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数**とされています。（※放課後等デイサービスも同様）

（基準省令第11条、第59条、第69条、第82条）

定員の設定	主たる対象者	
	重症心身障害児以外	重症心身障害児
児童発達支援	10人以上	5人以上
放課後等デイサービス	10人以上	5人以上
保育所等訪問支援	定員なし	定員なし
居宅訪問型児童発達支援	定員なし	定員なし
多機能型（障害児通所支援のみ）	全体で10人以上	全体で5人以上
多機能型（障害福祉サービスを含む場合）	全体で20人以上の場合、障害児通所支援の全体で5人以上	全体の人数に関わらず障害児通所支援は5人以上

#### (2) 運営規程に定める「利用定員」について（解釈通知第三の3(26)①）

運営規程に定める「利用定員」については、指定児童発達支援事業所において、**同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限**となります。なお、**複数の指定児童発達支援の単位が設置されている場合**にあっては、当該指定児童発達支援の**単位ごとに利用定員を定める必要**があります。また、基準第11条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意してください。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）（基準省令第37条、第63条及び第71条）

#### (3) 利用定員の遵守について

基準省令第39条、第64条及び第71条において、「利用定員及び発達支援室の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、**災害、虐待その他やむを得ない事情**がある場合はこの限りでない。」と定められています。

**その他やむを得ない事情で定員を超過して受け入れる場合には、市に事前（災害、虐待等事前に確認できないものは事後）に協議**していただく必要があります。（[協議書](#)の提出）

【やむを得ない事情の例（令和3年5月7日令和3年度国Q & A VOL4問28）】

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。→利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態（1月の合計利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超える）でなければ、速やかに是正を図る必要はない。
イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。→既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

※例示のケースにおいても、**利用人数に応じた基準人員の配置が必要**となります。

## 4 障害児通所支援事業の形態について

### (1) 従たる事業所

児童発達支援事業者（法第 43 条に規定される児童発達支援センターであるものを除く）及び放課後等デイサービス事業者については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、以下の要件を満たすものについては、1つの事業所として指定します。

この場合、報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

#### 【1つの指定事業所とする要件】

##### ① 人員及び設備に関する要件

- ア) 主たる事業所及び従たる事業所の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに主たる事業所及び従たる事業所において常勤かつ専従の従業者がそれぞれ 1 人以上確保されていること
- イ) 従たる事業所の利用定員が 5 人以上であること
- ウ) 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

##### ② 運営に関する要件

- ア) 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること
- イ) 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること
- ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること

※申請・届出の際は主たる事業所と従たる事業所間の公共交通機関等による経路距離がわかる地図を添付すること。

## (2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

二つ以上の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型となります。なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、新規事業の追加については指定申請が必要となります。

### ① 「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能型

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

### ② 「障害児通所支援」の多機能型事業所

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

## 【多機能型事業所の特例】

### ① 従業者の員数に関する特例（基準省令第 80 条）

従業者（管理者を除く）については、専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれの事業の専従要件までは課さないものとする。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

### ② 設備に関する特例（基準省令第 81 条）

サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

### ③ 利用定員に関する特例（基準省令第 82 条）

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は 5 人以上）とすることが可能

○生活介護など指定障害福祉サービス（多機能型が認められている事業）を行う多機能型の事業所を行う場合、全体の合計で、20 人以上であること

○事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6 人、就労継続支援 10 人、児童発達支援・放課後等デイサービス 5 人）

○主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している 障害児を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業、多機能型放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、全ての事業を通じて 5 人以上であること

○多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児につき行う多機能型児童発達支援事業、多機能型放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、全ての事業を通じて 5 人以上であること

※多機能型事業所として実施する複数のサービスごとに定員を設定することが困難である場合は、複数のサービスの合計の利用定員で設定することができるものとする。（平成24年8月31日平成24年度国Q&A問94）

④ 報酬について（留意事項通知 第二 1 通則（4）定員規模別単価の取扱いについて）

○報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の**利用定員の合計数を利用定員として算定**します。

<例 1>

児童発達支援（定員10人）・放課後等デイサービス（定員10人）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が20人の場合で児童発達支援管理責任者が兼務している時

⇒ 請求上の定員区分：（児発）11人～20人（放デイ）11人～20人

○ただし、多機能型事業所等のうち、上記①従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の**それぞれの規模により算定**されます。

<例 2>

児童発達支援（定員10人）・放課後等デイサービス（定員10人）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が20人での場合で児童発達支援管理責任者及び児童指導員等が児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれの事業に専従している場合

⇒ 請求上の定員区分：（児発）10人以下（放デイ）10人以下

○サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあっては、実施する**複数種類の事業の合計の総定員により算定**されます。

<例 3>

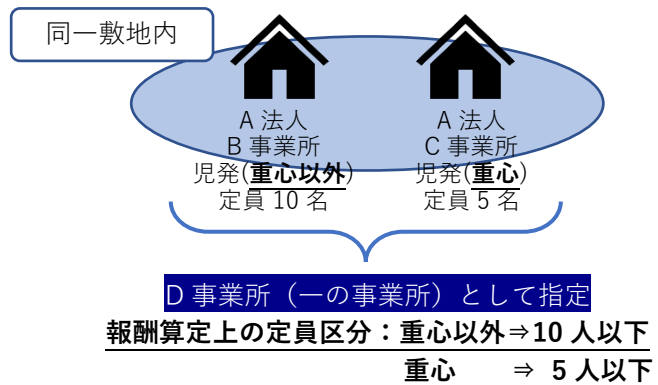
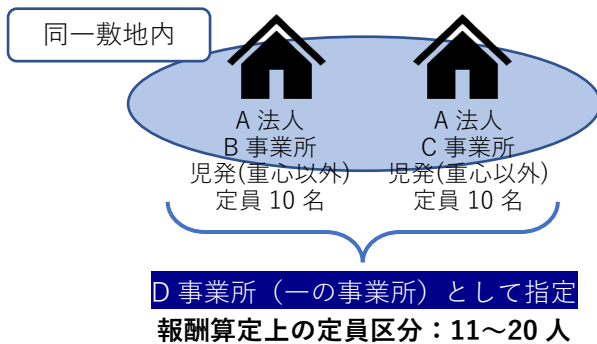
生活介護（定員10人）・放課後等デイサービス（定員10人）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が20人の場合でサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者を兼務している時

⇒ 請求上の定員区分：（生活介護）20人以下（放デイ）11人～20人

**（3）同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い**

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱われます。

**【同一法人による複数の事業所が同一敷地内において、一の指定通所支援を実施する場合の例】**



※重心と重心以外の場合、必要としている職員（管理者を除く）をそれぞれ配置している事業所においては、それぞれの規模に応じて報酬を算定可。  
（平成 24 年 8 月 31 日 国 Q&A 問 95-2）

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所を実施する場合で、以下の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱います。

**【一の多機能型事業所とする要件】**

① 人員及び設備に関する要件
ア) それぞれ利用定員が5人以上であること イ) 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
② 運営に関する要件
ア) 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること イ) 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること

**(4) 単位について**

同時に、一体的に提供される指定児童発達支援等をいいます。(基準省令第5条第5項)

例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、**それぞれの単位ごとに必要な従業者(児童指導員又は保育士)を確保する必要があります。**

また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、**同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要**となります。

同一日の <u>同一の時間帯</u> に2つの単位を設ける場合	同一日に <u>時間帯を分けて</u> 2つの単位を設ける場合
単位①と単位②それぞれに2人ずつ、合計4人の「児童指導員又は保育士」を配置する必要あり	単位①と単位②に配置する「児童指導員又は保育士」は <b>同じ2人</b> の職員でよい
※どちらの場合も報酬算定上の定員区分は11~20人となる	

## 5 設備基準



事業所は、表の設備のほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備える必要があります。

設 備 ◎：法 定 ○：原則必要 △：該当する 場合必要	児童発達支援	放課後等デイサービス	児童発達支援センター	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問支援
発達支援室	◎ 1人当たりの面積 3.00㎡以上（推奨）		◎ 1人当たりの面積 2.47㎡以上（法定）		
事務室	○		○	◎ 専用の区画	
相談室	○		◎	○	
トイレ	○		◎		
洗面設備	○		○		
遊戯室			◎ 1人当たり面積 1.65㎡以上（法定）		
屋外遊戯室			◎		
屋外訓練場			◎		
医務室			◎		
調理室			◎		
静養室			◎		
医療法に規定する診療 所として必要な設備			△（※1）		
送迎車両安全装置	△（※2）		△（※2）		

（※1）治療を行う場合には、設けなければならない。

（※2）3列以上の座席がある車両について、降車時に児童の見落としを防止するブザー等の装置を設置しなければならない。

### 【その他留意事項】

- ・事務室は、個人情報情報の漏洩を防ぐため、原則、独立した部屋とし、鍵付書庫等を設置すること。
- ・相談室は、相談内容が他者に聞こえない等、プライバシー保護に配慮すること。（パーティションでの仕切り可）
- ・洗面設備は、事業所到着時や食事前のうがい手洗いのため、トイレ内の手洗いに加えて別に設置するのが望ましい。
- ・児童発達支援センターについては、令和9年3月31日までの間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく設備でもよい。



## 6 人員基準における管理者及び従業者について

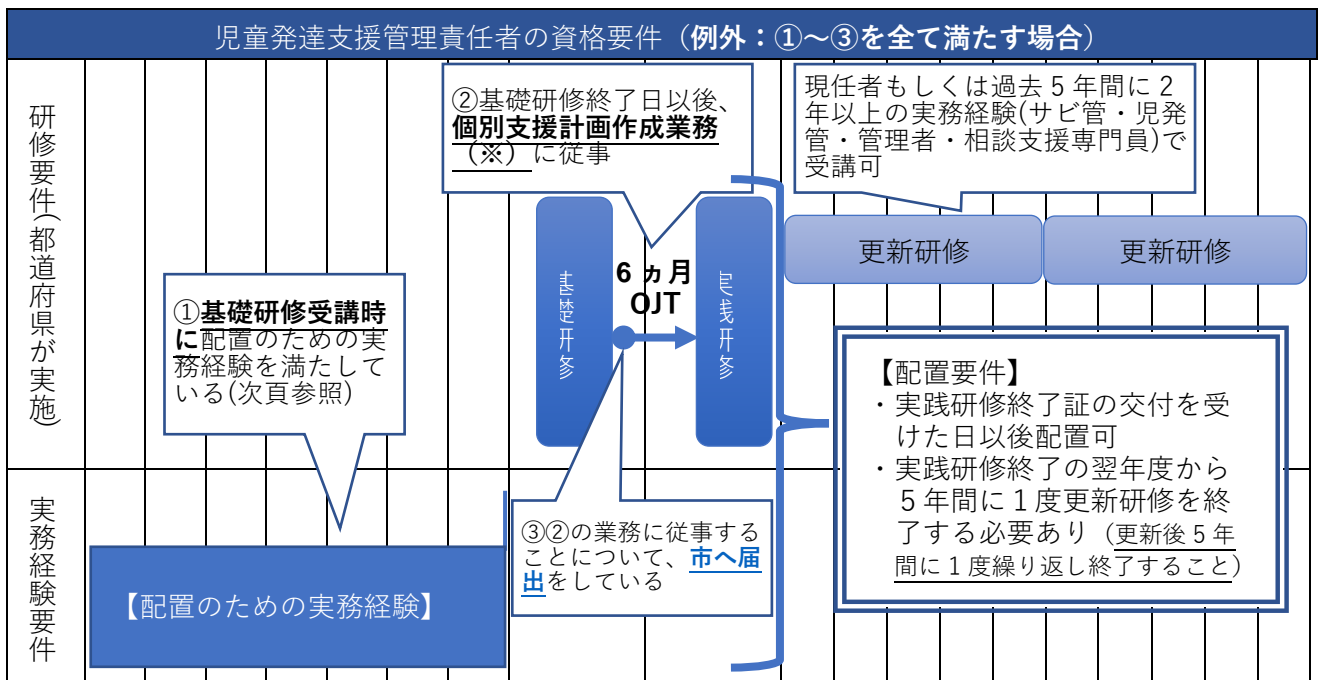
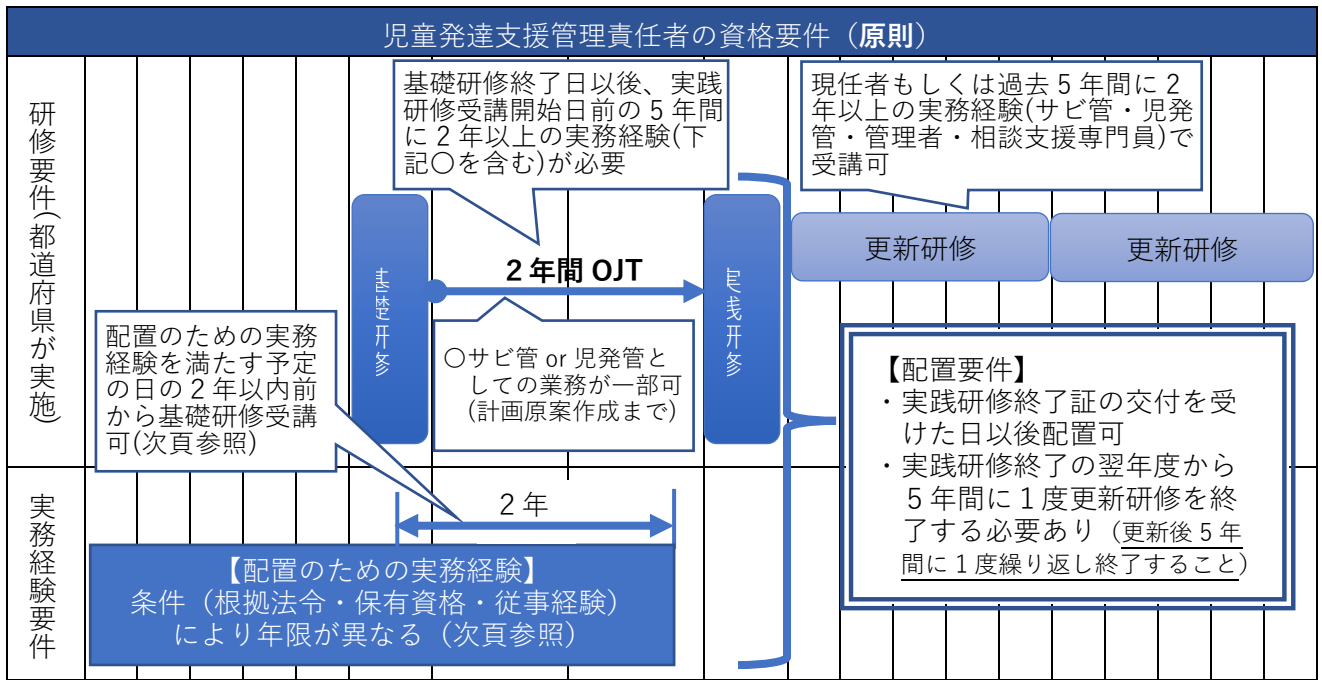


### (1) 管理者（基準省令第7条、第36条）

責務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

### (2) 児童発達支援管理責任者（基準省令第5条、第27条、第28条）

配置数	・常勤1人以上
業務責任	①通所支援計画の作成に関すること。 ・障害児について適切な方法によりアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。 ・通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。作成した通所支援計画を保護者に説明、保護者及び相談支援専門員に交付。 ・通所支援計画の実施状況を把握し（モニタリング）、6月に1回以上見直しを実施。 ②障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
その他	<p>・児童発達支援管理責任者が不在（通常の休暇は除く）となった場合については、やむを得ない事由による場合を除き、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算（該当児がいる場合）の適用が必要となる場合があります。（市へ報告を行うこと）</p> <p>・やむを得ない事由については、退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、事業所に直ちに配置することが困難な場合を想定しています。（要届出（<u>欠如となった経緯、法人内の有資格者の状況、求人状況、従業者の研修受講予定を添付</u>））</p> <p>・やむを得ない事由に児童発達支援管理責任者を欠いた事業所について、下記要件を満たした場合には、実践研修を修了するまでの間、児童発達支援管理責任者とみなして配置することができます。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>①実務経験要件（次頁参照）を満たしている。</p> <p>②児童発達支援管理責任者が欠如した時点で基礎研修終了済み。</p> <p>③児童発達支援管理責任者が欠如する以前から児童発達支援管理責任者以外の職員として当該事業所に配置されている。</p> <p>☞ <u>①を満たしている場合、研修未修了でも、欠如した日から1年間みなし配置可</u></p> <p>☞ <u>①～③を全て満たしている場合、欠如した日から2年間みなし配置可</u></p>



- (※) ・ 児童発達支援管理責任者が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、児童発達支援管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等）を行う。（少なくとも概ね計10回以上の実施）（[令和5年度サービス管理責任者等研修制度変更に係る国 Q&A](#) 参照）
- ・ または、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者を欠いている事業所において、児童発達支援管理責任者とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。（この場合には、既に児童発達支援管理責任者に係る変更届提出済みのため、③の届出は不要）

<b>《注意》経過措置（下記要件により配置されている場合）の有効期間</b>	R1	R2	R3	R4	R5	R6	配置継続には
旧制度（～平成30年度）サービス管理責任者等研修修了者	令和5年度末までの5年間						要更新研修
みなし配置者（令和3年度までに基礎研修終了+配置実務経験充足）	基礎研修終了後3年間						要実践研修

## 【児童発達支援管理責任者の実務経験要件】

【参考】相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要な実務経験年数

- ① 第1及び第2の通算期間が3年以上である者
- ② 第4の通算期間が6年以上である者
- ③ 第1、第2及び第4の通算期間が1年以上 かつ 第6の通算期間が3年以上である者

### ◆児童発達支援管理責任者として配置（届出）するための要件となる実務経験者

- ① 第1及び第2の通算期間が5年以上 かつ 当該期間から第3の通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ② 第4の通算期間が8年以上 かつ 当該期間から第5の通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ 第1、第2及び第4の通算期間から第3及び第5の通算期間を除いた期間が3年以上 かつ 第6の通算期間が5年以上である者

### ◆実務経験となる業務

#### 第1 次のアからカまでに掲げる者が、相談支援の業務<sup>※1</sup>その他これに準ずる業務に従事した期間

- ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者
- イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- ウ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- オ 学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
- カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、第4に掲げる資格を有する者並びにアからオまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者）

#### 第2 次のアからオまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等<sup>※3</sup>が、直接支援の業務<sup>※2</sup>に従事した期間

- ア 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者
- イ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病時保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従業者
- エ 特例子会社、助成金受給事業所、その他これらに準ずる施設の従業者
- オ 学校、その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

#### 第3 A・Bを合算した期間

- A 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務<sup>※1</sup>その他これに準ずる業務に従事した期間
- B 以下の施設等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等<sup>※3</sup>である者が、直接支援の業務<sup>※2</sup>に従事した期間  
老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設

#### 第4 第2のアからオまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等<sup>※3</sup>でない者が、直接支援の業務に従事した期間

#### 第5 以下の施設等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等<sup>※3</sup>でない者が、直接支援の業務<sup>※2</sup>に従事した期間

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業又は特例子会社、助成金受給事業所その他これに準ずる施設

#### 第6 以下の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士

※1 相談支援の業務・・・身体上若しくは精神上の障害があることに又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

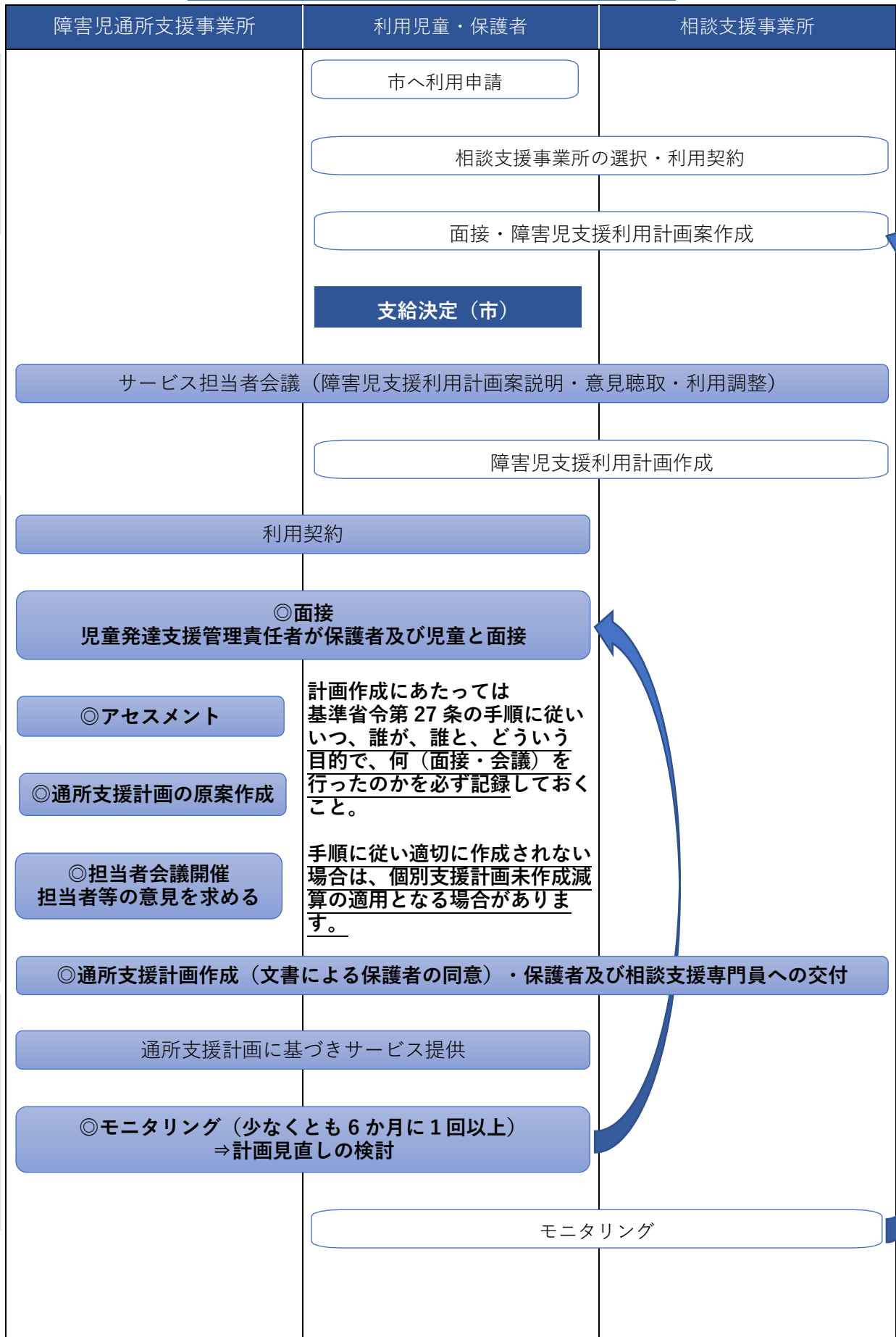
※2 直接支援の業務・・・身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※3 社会福祉主事任用資格者等・・・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

【実務経験に係る Q&A（厚生労働省資料等）】

	質 問	回 答	出 典
1	実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。	主管課長会議資料（平成18年8月24日）相談支援事業関係Q&A
2	実務経験証明書は原本の提出が必要か。	写しの提出で可。 ※証明した法人に証明内容について確認させていただく場合があります。	本市取扱
3	社会福祉主事任用資格（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）とは何か。	下記HPを参照してください。 厚生労働省「 <a href="#">社会福祉主事任用資格の取得方法</a> 」	厚生労働省HP
4	1年以上の実務経験とはどのように考えるか。	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。	平成18年6月23日 厚生労働省事務連絡
5	相談支援専門員の要件となる実務経験等について県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。	平成25年2月22日 相談支援関係 Q&A 問 15
6	社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。	主管課長会議資料（平成18年8月24日）相談支援事業関係Q&A
7	国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算5年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として5年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ3年以上の障害児支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。	平成18年6月23日 厚生労働省事務連絡

【サービス利用の流れ（◎は児童発達支援管理責任者が行わなければならない）】



### (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条）

#### 定 義

次のいずれかに該当する者

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② **社会福祉士**の資格を有する者
- ③ **精神保健福祉士**の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による**大学（短期大学を除く）の学部**で、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科**又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による**大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科**又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）**であって、2年以上児童福祉事業（次頁参照）に従事したもの**
- ⑨ 学校教育法の規定により、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの  
※教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や教科は問いません。（**養護教諭・栄養教諭は含まない**）  
※資格を有する者とは、免許状保有者のことです。（**教員免許の更新の有無は問わない**）
- ⑩ **3年以上児童福祉事業（次頁参照）に従事した者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの  
※④、⑥、⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、社会福祉学、心理学、教育学、社会学に関する単位が履修したすべての単位のうち過半数を超える場合とします。履修単位等がわかる成績証明書等を事前に、メール等にて提出してください。  
※⑧の**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した等**については**卒業証明書等の提出が必要です**。  
※⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「**実務経験証明書**」の**作成・提出が必要です**。  
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格だけでは、児童指導員にはなりません。

#### 【実務経験について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば3年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が540日以上であることをいう。

## 児童福祉事業（本市取扱）

社会福祉法で規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法等に規定する以下の事業とします。

○第一種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号）

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

○第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項第2号）

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、幼保連携型認定こども園又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

### （４）機能訓練担当職員

資格要件	<p><b>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員</b></p> <p>（主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。）</p> <p><u>心理担当職員とは次のいずれも満たす者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいいます。</u></p> <p>① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）</p> <p>② 個人及び集団心理療法の技術を有する者</p> <p>※大学もしくは大学院の成績証明書及び卒業証明書を提出して下さい。</p> <p>※臨床心理士（認定資格）、臨床発達心理士（認定資格）、公認心理師（国家資格）の資格を有する者は、上記下線部の「これと同等以上の能力を有する者」とします。</p>
業 務	<p>指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。</p> <p>※専門的支援（体制・実施）加算を算定する際に配置が必須。</p>

### （５）看護職員

資格要件	<p><b>保健師、助産師、看護師、准看護師</b></p>
業 務	<p>・日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う。</p> <p>【参考】 <a href="#">令和3年5月19日厚労省事務連絡「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）」</a></p>

## 7 サービス別人員基準

### (1) 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

職種名		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	・1人以上は <b>常勤かつ専任</b> ・管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可
	児童指導員又は保育士	あわせて 2人以上	① <b>1人以上は常勤</b> ②単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○障害児の数が10人まで：2人以上 ○10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※機能訓練担当職員又は看護職員を、サービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可 ※看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員又は保育士の合計数に含められる。合計数に含めた看護職員は医療的ケア区分の報酬算定に必要な員数には計上できない。また、事業所に配置した看護職員により医療連携体制加算を算定する場合も、必要な員数に計上できない。 ※機能訓練担当職員及び看護職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員)	—	・日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には配置
	看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	—	・医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員の配置が必要 ※医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。

※（経過措置）令和2年度末までに指定を受けた事業所については令和4年度末まで障害福祉サービス経験者を「児童指導員、保育士」合計数に含めることができる。ただし半数以上は児童指導員または保育士である必要がある。



## 人員を満たす場合、満たさない場合の例示

共通前提条件	放課後等デイサービス（重症心身障害児を除く）									
	平日（学校終了後）					休日（土日）				
	営業時間	10:00～17:00（7H）				営業時間	9:00～17:00（8H）			
	常勤勤務時間	9:00～18:00（9H）…①				常勤勤務時間	9:00～18:00（9H）…①			
	非常勤勤務時間	10:00～17:00（7H）…②				非常勤勤務時間	9:00～17:00（8H）…②			

### 【例1 NG】放課後等デイサービス 開所日：月～金（週5日）

定員10名、児童指導員1名（常勤）、保育士1名（非常勤）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	①	①
保（非）	②	②	有休	②	②	—	—	②	②	②
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10	10	10
可否	○	○	×	○	○	—	—	○	○	○

※病休、有休等により職員が欠けた場合についても、基準人員2人目の職員を確保する必要があるので基準を満たさない。ゆとりのある職員配置に努めること。

### 【例2 NG】放課後等デイサービス 開所日：月～金（週5日）

定員10名、児童指導員1名（常勤）、保育士1名（非常勤）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	①	①
保（非）	②	②	②	②	②	—	—	②	②	②
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	11	10	11
可否	○	○	○	○	○	—	—	×	○	×

※定員を超えた受入は禁止されているが、やむを得ず11人受け入れた場合、利用児童数に応じて配置すべき基準人員の合計数は3人となるため基準を満たさない。

この場合、**3人目の基準人員を配置する必要**がある。（災害時定員超過の場合は除く）

### 【例3 OK】放課後等デイサービス 開所日：月～土（週6日）

定員10名、児童指導員1名（常勤）、保育士2名（非常勤）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	有休	①
保1（非）	②	—	②	—	②	②	—	—	②	—
保2（非）	—	②	—	②	—	②	—	②	②	②
利用児童数	10	10	10	10	10	10	—	10	10	10
可否	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○

※常勤職員1人以上の雇用を前提に、**開所日が6日以上の場合**や**有休等**により常勤職員が不在となる場合、営業時間に配置できる非常勤職員が2人いれば基準を満たすことになる。

(2) 児童発達支援（児童発達支援センター）（設備運営基準第63条）

職種名		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	・原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	・1人以上は <b>常勤かつ専任</b> ・管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可
	児童指導員及び保育士	それぞれ 1人以上	・ <b>単位ごとに、「総数(※)」がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上</b> (障害児の数が30人の場合： $30 \div 4 = 7.5 \div 8$ 名となり、それぞれ1人以上、および併せて8人以上の配置が必要)  (※) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数(なお、このうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。)
	栄養士	1人以上	・障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる ・併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可
	調理員	1人以上	・調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる ・併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可
	嘱託医	1人以上	・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員)	—	・日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置 ・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可
	看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	—	・医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員の配置が必要 ※医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。 ・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可
	肢体不自由児に対して治療を行う場合		
上記職員に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員			

※従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること（支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

### (3) 居宅訪問型児童発達支援

職種名		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	・原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	・1人以上は専ら当該事業所の職務に従事するもの
	訪問支援員(※ <sup>1</sup> )	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員又は保育士の資格の取得後、または、児童指導員もしくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、 <b>3年以上直接支援業務に従事した者</b>

### (4) 保育所等訪問支援

職種名		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	・原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	・1人以上は専ら当該事業所の職務に従事するもの
	訪問支援員(※ <sup>1</sup> )	訪問支援を行うために必要な数	障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者

※<sup>1</sup>多機能型事業所において、児童発達支援または放課後等デイサービスに係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えていない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能。(平成24年8月31日平成24年度国Q & A問99)

## 4. 運営について

指定障害児通所支援事業者は、基準省令（運営に関する基準）を遵守し、常に適正な運営を行い、またサービスの質の向上に努めることとされています。

### 1 運営基準の主な事項

基準省令	事 項	内 容（太字：実地指導等で指摘の多い事項）
12条	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に<b>重要事項説明書</b>を交付し懇切丁寧に説明</li> <li>※適切な個別支援計画作成のため、計画作成時（アセスメント）及び評価時（モニタリング）において面接を行うこと等、保護者の協力が必要な内容について、契約時に確実に伝えること</li> </ul>
13条	契約支給量の報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>契約後及び変更後遅滞なく市（各福祉事業所社会福祉課）へ<a href="#">契約内容報告書</a>を提出</b></li> </ul>
14条	提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>正当な理由のない提供の拒否は禁止</b></li> <li>※<b>障害の程度による提供拒否は正当な理由にあたらぬ</b></li> </ul>
16条	サービス提供困難時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>他事業所の紹介その他必要な措置を講なければならない</b></li> <li>※<b>相談支援専門員に任せるのではなく、提供を断る事業所が行うこと</b></li> </ul>
21条	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供日、提供したサービスの具体的な内容及び利用者負担額等に係る必要な事項を記録</li> </ul>
22条	保護者に請求できる金銭支払の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>支払いを求める理由の説明及び保護者の同意</b>を得る</li> </ul>
23条 70条 71条の12 79条	通所利用者負担額の受領	<p><b>【受領が可能な費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所利用者負担額（障害児通所支援に通常要する費用の1割と負担上限月額のうち低い額）</li> <li>・食事の提供に要する費用（実費）（<u>児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所のみ</u>）</li> <li>・日用品費（実費）（<u>児童発達支援のみ</u>）</li> <li>・<b>その他の日常生活費（実費相当額の範囲内）</b>（<u>児童発達支援・放課後等デイサービスのみ</u>） （例）行事における材料費、課外活動時の交通費や入園料</li> </ul> <p><b>【その他日常生活費に関する留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※<b>全ての利用者に一律で請求する場合の費用は不可。</b></li> <li>※<b>欠席時対応加算・延長支援加算・送迎加算以外のキャンセル料、延長料金、通常の事業の実施地域外への送迎費用（ガソリン代等）は不可</b></li> <li>「<a href="#">障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて</a>」（平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）参照</li> <li>・事業実施地域外に訪問する際の交通費（<u>居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援のみ</u>）</li> <li>・上記負担額を受領した際には、<b>領収証を保護者に交付（領収証の控えを保存しておくこと）</b></li> <li>※<b>口座振替や口座振込の場合でも、必ず領収証を交付すること</b></li> </ul>

基準省令	事 項	内 容 (太字：実地指導等で指摘の多い事項)
24条	通所利用者負担額に係る管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の通所支援や他事業所を利用した場合の負担額の管理</li> </ul> ※利用者負担上限額管理については、市HPの <a href="#">利用者負担上限額管理事務の手引き</a> を参照
25条	障害児通所給付費の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国保連から給付費の支給を受けた後に法定代理受領する障害児通所給付費の額を保護者に通知</b></li> </ul>
26条	取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の児童の状況や環境に応じた適切な支援を提供する。支援にあたっては、ガイドラインを参考にすること。</li> <li>・従業者による評価を受けた上で自己評価し、保護者の評価を受けてその改善を図らなければならない。</li> </ul> ※自己評価結果等の公表が未実施の場合には、自己評価結果未公表減算を適用（保育所等訪問支援については令和7年4月1日から適用） <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム（5領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画）を策定し、公表しなければならない。</li> </ul> ※支援プログラムの作成・公表が未実施の場合には、支援プログラム未公表減算を適用（令和7年4月1日から適用）
27条	<a href="#">児童発達支援計画の作成等</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者が担当すること</li> <li>・アセスメントにあたっては保護者及び児童と面接を行う</li> <li>・5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援内容とする</li> <li>・担当者を招集して行う会議を開催し、担当者から原案についての意見を聴取（原案の回覧では不可）</li> <li>・保護者の同意、保護者及び相談支援専門員への交付</li> <li>・少なくとも6ヵ月に1回以上のモニタリング（保護者及び児童との面接・結果の記録）</li> </ul> ※アセスメント・面接・担当者会議・モニタリングの際に、開催日・参加者・内容を記録しておくこと ※27条の手順通りに作成しない場合、個別支援計画未作成減算の適用となる場合あり
34条	緊急時等の対応	医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じること
37条	運営規程	第1～12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めること ※変更があった場合には変更後10日以内に <a href="#">変更届</a> を提出
38条	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の日々の勤務実績管理及び研修機会の確保</li> </ul> ※毎月10日までに、 <a href="#">前月の従業者の勤務実績を提出（当市取扱）</a>
38条の2	業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①業務継続計画（感染症）及び業務継続計画（非常災害）を策定</li> <li>②業務継続計画の従業者への周知、研修・訓練の実施</li> </ul> ※①②のいずれか1つでも実施していない場合には、業務継続計画未策定減算を適用（令和7年3月末までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備（41条）」及び「非常災害に関する具体的計画（40条）」の策定を行っている場合には減算を適用しない。）

基準省令	事 項	内 容 (太字：実地指導等で指摘の多い事項)
39条	定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き超過しない ※イベント（運動会等）や事業所都合による定員超過はやむを得ない事情にあたらぬ（定員超過不可）
40条	非常災害対策	・ 具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備 ・ 避難・救出訓練の実施
40条の2	安全計画の策定等	・ 児童の安全を確保するための計画策定 ・ 訓練の実施、従業者・保護者への周知 【参考】 <a href="#">障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について</a>
40条の3	送迎時の所在確認	・ 2列以下のシートの車両⇒乗降車時、点呼等による所在の確実な確認（児童名・場所・時間・確認者等について記録） ・ 3列以上のシートの車両⇒安全装置の設置 【参考】 <a href="#">こども家庭庁の安全装置リスト</a>
43条	掲示	・ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況を児童や保護者が見やすい場所に掲示（） ・ 掲示に代えて、事業所に上記内容が確認できる書面を備え付け、いつでも閲覧できる状態にしておくことも可。
44条	身体拘束等の禁止	・ やむを得ない事由により身体拘束を行う際はその態様を記録 ①身体拘束適正化委員会開催（年に1回以上）し、その結果を従業者に周知 ②身体拘束適正化指針の整備 ③身体拘束適正化に係る研修の実施 ※①～③のいずれか1つでも実施していない場合には、身体拘束適正廃止未実施減算を適用
45条	虐待等の禁止	①虐待防止委員会開催（年に1回以上）し、その結果を従業者に周知 ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施 ③担当者の設置 ※①～③のいずれか1つでも実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算を適用 【参考】 <a href="#">障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）</a>
47条	秘密保持等	・ 他事業所と情報共有する場合、文書により保護者の同意を得る
50条	苦情解決	・ 苦情の受付日・内容等の記録、迅速かつ適切な対応 【参考】 <a href="#">社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について</a>
52条	事故発生時の対応	・ 速やかに市及び家族等に連絡、対応状況の記録、支援提供により賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償 ・ 送迎中の交通事故についても報告すること ※損害賠償に備え、保険に加入しておくこと
54条	記録の整備	提供した日から少なくとも5年以上保存

※上記以外にも重要な条文があります。[解釈通知と合わせて必ず全文に目を通してください。](#)

## 2 運営基準に定められた計画・委員会・研修・訓練等

基準省令	項目 (※)：未実施の場合減算あり（詳細は前頁）		頻度	備考（基準省令及び解釈通知を確認すること）	指針 計画	【参考】実施時期															
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
第26条第5項	自己評価（※）	従業者アンケート	おおむね1年に1回以上	従業者による評価を受けた上で自己評価を行う（ガイドライン参照）													◎				
第26条第5項		保護者アンケート	おおむね1年に1回以上	保護者による評価を受けて改善を図らなければならない															◎		
第26条第6項		公表	おおむね1年に1回以上	評価だけでなく、改善の内容を示すこと																◎	
第26条の2	支援プログラム （※）	計画の策定		5領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画を策定（保育所等訪問支援は対象外）	◎																
第26条の2		公表		インターネットの利用その他の方法により公表（保育所等訪問支援は対象外）		計画作成次第随時															
第33条第1項	健康管理	定期健康診断	少なくとも1年に2回	児童発達支援センターで児童発達支援を行う者に限る 学校保健安全法施行規則第3条（就学時健康診断）、第6条（定期健康診断）に準じる		◎											◎				
第38条第4項	ハラスメント防止	指針・体制整備		令和2年厚生労働省告示第5号「パワーハラスメント指針」参照	◎																
第38条の2第1項	業務継続計画（※）	計画の策定（感染症）		「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」参照 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	◎																
第38条の2第2項		研修（感染症）	年1回以上	全ての従業者の参加が望ましい。（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。） 感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		◎															
第38条の2第2項		訓練（感染症）	年1回以上	役割分担の確認、発生時に実践する支援の演習等					◎												
第38条の2第1項		計画の策定（非常災害）		「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」参照 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携	◎																
第38条の2第2項		研修（非常災害）	年1回以上	全ての従業者の参加が望ましい。（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。）		◎															
第38条の2第2項		訓練（非常災害）	年1回以上	役割分担の確認、発生時に実践する支援の演習等														◎			
第38条の2第3項		計画の見直し	定期																		
第40条第1項	非常災害対策	非常災害計画の策定		消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画	◎																
第40条第1項		通報・連絡体制の整備		地域住民の参加・連携に努めなければならない。	◎																
第40条第1項		従業者への周知	定期				◎														
第40条第2項		避難、救出等の訓練			消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。													◎			
第40条の2第1項	安全計画	計画の策定			◎																
第40条の2第2項		従業者への周知				◎															
第40条の2第2項		研修						◎													
第40条の2第2項		訓練							◎												
第40条の2第3項		保護者への周知			安全計画に基づく取組の内容等について周知		◎														
第40条の2第4項		計画の見直し	定期																		
第41条第2項第1号	感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防 止	委員会	おおむね3月に1回以上	定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要		◎				◎								◎			
第41条第2項第1号		委員会結果周知		従業者への周知徹底（従業者が確認したことが分かる記録を残すこと。）		◎				◎								◎			
第41条第2項第2号		指針の整備			平常時の対策及び発生時の対応を規定。「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」参照	◎															
第41条第2項第3号		研修	年2回以上	新規採用時には必ず感染対策研修を実施。 業務継続計画（感染症）に係る研修と一体的に実施することも差し支えない。		◎												◎			
第41条第2項第3号		訓練	年2回以上	役割分担の確認、発生時に実践する支援の演習等					◎										◎		
第44条第3項第1号	身体拘束（※）	委員会	少なくとも1年に1回以上	虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。						◎											
第44条第3項第1号		委員会結果周知		委員会の結果について従業者への周知徹底（従業者が確認したことが分かる記録を残すこと。）						◎											
第44条第3項第2号		指針の整備			委員会、研修、発生時対応方法、報告方法等身体拘束適正化の推進に関する事項を盛り込むこと。	◎															
第44条第3項第3号		研修	年1回以上	研修の実施内容を記録しておくこと。新規採用時には必ず研修を実施すること。							◎										
第45条第2項第1号	虐待防止（※）	委員会	少なくとも1年に1回以上	身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。						◎											
第45条第2項第1号		委員会結果周知		委員会の結果について従業者への周知徹底（従業者が確認したことが分かる記録を残すこと。）						◎											
第45条第2項第2号		研修	年1回以上	研修の実施内容を記録しておくこと。新規採用時には必ず研修を実施すること。						◎											
第45条第2項第3号		担当者配置				◎															

### 3 運営に関する留意事項

発達支援に関すること	
<p>心身の健康や生活に関する領域「<b>健康・生活</b>」、運動や感覚に関する領域「<b>運動・感覚</b>」、認知と行動に関する領域「<b>認知・行動</b>」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「<b>言語・コミュニケーション</b>」、人との関わりに関する領域「<b>人間関係・社会性</b>」の<b>5領域をカバーする支援</b>が本来の支援の在り方として想定されている。ピアノや絵画のみの指導、学習塾のような学習支援のみとならないよう適切な支援のプログラムの立案、定期的な見直し、創意工夫を図ること。</p> <p>放課後等デイサービスにおいては、対象が学童期・思春期であるという点も踏まえ、この時期の発達支援に重要な要素である「<b>自己肯定感</b>」「<b>達成感</b>」「<b>仲間形成</b>」「<b>孤立の防止</b>」等を盛り込んでいく必要がある。</p>	
適切な運営管理について	
<p><b>【安全確保・防犯対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除すること。また、防犯マニュアルの策定等、安全確保への取組を行うこと。</li> </ul> <p><b>【適切な職員配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置者・管理者は、職員一人ひとりの倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。また、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、適切な職員配置に留意すること。</li> <li>設置者・管理者は、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。</li> </ul>	
児童発達支援	放課後等デイサービス
<p><b>【遊具の安全管理（※<sup>1</sup>）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検や定期点検を行い、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うこと。</li> </ul> <p><b>【散歩について（※<sup>2</sup>）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>散歩の経路、目的地における危険箇所（交通量、道路設備、工事箇所、事故の危険がある場所等）を確認し、職員で共有すること。</b></li> <li>適切な散歩計画（目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者、緊急時の連絡方法の確認等）を作成すること。</li> <li>散歩前に、児童の健康状態の確認、ベビーカーやバギーの安全確認を行うこと。</li> </ul> <p><b>【保育所等への送迎について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等と児童発達支援を同日に利用する児童について、<b>保育所等への送迎を行う場合には、障害児支援利用計画や個別支援計画において必要性を明確にした上で、保護者及び保育所等と送迎時間や場所、対応職員、引渡方法について事前に調整し、事故等が発生しないよう細心の注意を払うこと。</b></li> </ul>	<p><b>【送迎について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画や行事予定等の交換、<b>子どもの下校時刻の確認、引継ぎの項目等、学校との間で情報を共有しておくこと。</b></li> <li>※過去に、事業所が学校への迎えの時間を誤り、児童が自ら事業所や自宅へ向かうケースがあった。重大な事故や事件に巻き込まれる可能性があるため、<b>利用児童の下校時刻について、毎日職員全員で確認し、確実に送迎を行うこと。</b></li> <li>送迎を行う場合には、子どもの安全確保に留意することは当然であるが、特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の発着も想定されることから、<b>事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。</b>このため、設置者・管理者は送迎時の対応について<b>学校と事前に調整しておくこと。</b></li> <li>下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に学校と調整し、児童発達支援管理責任者や送迎を担当する従業者に対し徹底しておくこと。</li> </ul>

(※<sup>1</sup>) 平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829002 号、障障発第 0829001 号「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について」

(※<sup>2</sup>) 令和元年 6 月 21 日厚生労働省子ども家庭局保育課「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」



## 4 報酬算定に関する留意事項について

事業所からの質問が多い内容や過去に実地指導で指摘があった点について概要を示しますが、実際に報酬を算定される場合や減算の適用の有無を確認する場合には、必ず報酬告示及び留意事項通知により詳細な要件を確認してください。

### (1) 主な加算

加 算	要 件	備 考															
児童指導員等 加配加算 【対象サービス】 ・ 児発 ・ 放デイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、<b>給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え</b>、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を<b>常勤換算で1名以上</b>配置しているものとして市長に届け出た事業所について加算するもの。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 75%;">資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">児童指導員等</td> <td>常勤・専従 経験5年以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員</li> <li>・ 保育士</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>常勤・専従 経験5年未満</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳士、手話通訳者</li> <li>・ 特別支援学校免許取得者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>常勤換算 経験5年以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>常勤換算 経験5年未満</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者</li> <li>・ 行動援護従業者養成研修修了者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の従業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 障害福祉サービス経験者</li> <li>・ その他の直接処遇職員</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	資格等	児童指導員等	常勤・専従 経験5年以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員</li> <li>・ 保育士</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員</li> </ul>	常勤・専従 経験5年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳士、手話通訳者</li> <li>・ 特別支援学校免許取得者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者</li> </ul>	常勤換算 経験5年以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者</li> </ul>	常勤換算 経験5年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者</li> <li>・ 行動援護従業者養成研修修了者</li> </ul>		その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 障害福祉サービス経験者</li> <li>・ その他の直接処遇職員</li> </ul>	※次頁 事例参照
		区分	資格等														
児童指導員等	常勤・専従 経験5年以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員</li> <li>・ 保育士</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員</li> </ul>															
	常勤・専従 経験5年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳士、手話通訳者</li> <li>・ 特別支援学校免許取得者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者</li> </ul>															
	常勤換算 経験5年以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者</li> </ul>															
	常勤換算 経験5年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者</li> <li>・ 行動援護従業者養成研修修了者</li> </ul>															
	その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 障害福祉サービス経験者</li> <li>・ その他の直接処遇職員</li> </ul>															
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定する報酬区分が異なる職種や経験年数の従業者で常勤換算を満たす場合は、低い区分の単位を算定。</li> <li>・ 勘案する経験年数は、<b>児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む）に従事した経験年数</b>とする。なお、下線部は<a href="#">児童指導員任用資格の児童福祉事業</a>には含まれないため注意。</li> <li>・ 経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らない。</li> </ul> <p>※常勤換算で1名以上配置されていた場合でも、<b>児童発達支援管理責任者が欠如又は基準人員が不在の日は、「給付費の算定に必要となる従業者の員数」を満たしていないため、加算の算定ができない。</b></p> <p>※定員を超過して受け入れる事業所については、基準人員の増員により加配職員（常勤換算する時間）が不足し、加算を算定できなくなるケースがあるため、請求する際には要件を満たしているか、必ず確認すること。（届出をただけでは算定不可。実績に応じて算定すること。）</p>																	

## 児童指導員等加配加算の算定可否の例示

共通前提条件	放課後等デイサービス（重症心身障害児を除く） 加配加算を算定する旨を浜松市へ届出済み	
	平日（学校終了後）	休日（土日）
	営業時間 11:00～17:00（6H）	営業時間 9:00～17:00（8H）
	常勤 ① 9:00～18:00（8H） 非常勤 ② 11:00～17:00（6H）	常勤 ① 9:00～18:00（8H） 非常勤 ② 9:00～17:00（7H）

### 【例1】開所日：月～金（週5日）

定員10名、児童指導員1名（常勤専従・経験5年未満）、保育士2名（非常勤専従・経験5年未満）、理学療法士1名（非常勤専従・経験5年未満）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計		
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員	
児発管（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	略	160	—	—
児（常）	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>		160	160	0
保1（非）	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	—	—	<del>②</del>		120	120	0
保2（非）	②	②	②	②	②	—	—	②		120	0	120
理（非）	②	—	—	②	—	—	—	②		48	0	48
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10		加算職種 児童指導員等 (常勤換算・5年未満)		
算定可否	○					—	—	○				

※基準人員として配置している職員（斜線部分）以外の保育士及び理学療法士の勤務時間が月合計168時間あり、常勤換算（120h+48h）÷160h=1.05名となり、常勤換算1以上となるため、児童指導員等加配加算（児童指導員等（常勤換算・5年未満））を算定できる。

### 【例2】週6日開所する場合 開所日：月～土（週6日）

定員10名、児童指導員2名（非常勤専従・経験5年未満）、保育士2名（常勤専従・経験5年以上）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計		
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員	
児発管（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	略	160	—	—
保1（常）	—	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—		160	160	0
児1（非）	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	—	<del>②</del>	<del>②</del>	—	<del>②</del>		124	124	0
児2（非）	<del>②</del>	—	—	<del>②</del>	—	—	—	<del>②</del>		48	48	0
保2（常）	①	①	①	①	①	—	—	①		160	0	160
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10		加算職種 児童指導員等 (常勤専従・5年以上)		
可否	○					—	—	○				

※基準人員として配置している職員（斜線部分）以外の保育士2名の勤務時間が月合計160時間の常勤職員であるため、児童指導員等加配加算（児童指導員等（常勤専従・経験5年以上））を算定できる。週6日開所する場合に、土曜日に加配職員が配置されていなくても、常勤専従職員が1名配置されていれば、加配加算を算定できる。

【例3】常勤換算の加配人員が休暇を取得する場合 開所日：月～金（週5日）

定員10名、児童指導員1名（常勤専従・経験5年未満）、保育士2名（非常勤専従・経験5年未満）、理学療法士1名（非常勤専従・経験5年未満）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計		
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員	
児発管（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	略	160	—	—
児（常）	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>		160	160	0
保1（非）	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	—	—	<del>②</del>		120	120	0
保2（非）	②	②	②	②	②	—	—	②		120	0	120
理（非）	有休	—	—	有休	—	—	—	②		36	0	36
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10		加算職種		
算定可否	×					—	—	×		不可		

※非常勤職員の病欠や年休（有給休暇等）・休職は常勤換算に含まれないため、理学療法士（非）の予定の勤務時間は12h/週、48h/月のところ、2日有休取得したことから実績は36h/月になる。基準人員として配置している職員（斜線部分）以外の保育士及び理学療法士の勤務時間が、**月合計156時間になり、常勤換算(120+36h)÷160h=0.97名で、1名に満たないため、児童指導員等加配加算（常勤換算・経験5年未満）を算定できない。**

【例4】常勤専従の加配人員が休暇を取得する場合 開所日：月～金（週5日）

定員10名、児童指導員1名（常勤専従・経験5年未満）、保育士1名（非常勤専従・経験5年未満）、保育士1名（常勤専従・経験5年未満）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計		
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員	
児発管（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	略	160	—	—
児（常）	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>		160	160	0
保1（非）	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	—	—	<del>②</del>		120	120	0
保2（常）	①	①	①	有休	有休	—	—	①		160	0	160
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10		加算職種		
算定可否	○					—	—	○		児童指導員等 (常勤専従・5年未満)		

※常勤職員の場合、病欠や年休（有給休暇等）・休職の時間については、**歴月で1月を超えない場合に常勤職員として勤務したものとみなすことができる**ため、児童指導員等加配加算（児童指導員等（常勤専従・5年未満））を算定できる。

【例 5】報酬区分の異なる職種で常勤換算 1 名を満たす場合 開所日：月～金（週 5 日）

定員 10 名、児童指導員 1 名（常勤）、児童指導員 2 名（非常勤専従・経験 5 年以上）、保育士 1 名（非常勤専従・経験 5 年未満）を配置

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計	
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員
児発管（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	160	—	—
児（常）	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>	160	160	0
児 1（非）	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	—	—	<del>②</del>	120	120	0
児 2（非）	②	②	②	②	②	—	—	②	120	0	120
保（非）	②	—	—	②	—	—	—	—	48	0	48
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10	加算職種		
算定可否	○					—	—	○	児童指導員等 (常勤換算・5 年未満)		

※基準人員として配置している職員（斜線部分）以外で、児童指導員（経験 5 年以上）と保育士（経験 5 年未満）という経験年数の異なる職員の合計勤務時間で常勤換算 1 名以上（ $(120h + 48h) \div 160h = 1.05$  名）を満たしている。この場合は報酬単価の低い児童指導員等加配加算（児童指導員等（常勤換算・5 年未満））を算定できる。

例外的なケースについて

児童指導員等加配加算の算定要件には「①給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を②1 以上配置しているものとして市長に届け出た事業所について加算するもの。」という 2 つの要件がある。

①の要件は日ごとに判断されるため、②の要件を満たしているものの、①の要件を満たしていない場合等については、加算を算定ができない日が生じる。

【例 6（重要）】児童発達支援管理責任者欠如の場合 開所日：月～金（週 5 日）

定員 10 名、児童指導員 2 名（常勤専従・経験 5 年以上）、保育士 1 名（非常勤・経験 5 年以上）を配置、児発管欠如あり（2 日まで欠如、3 日に新たな児童発達支援管理責任者を配置）

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計	
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員
児発管（常）	欠如	欠如	①	①	①	—	—	有休	160	—	—
児 1（常）	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>	160	160	0
保（非）	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	—	—	<del>②</del>	120	120	0
児 2（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	160	0	160
利用児童数	10	10	10	10	10	—	—	10	月判定（加算職種）		
算定可否	×	×	○	○	○	—	—	○	児童指導員等 (常勤専従・5 年以上)		

※基準人員として配置している職員（斜線部分）以外に、児童指導員が常勤専従で配置されているが、1 日と 2 日は児童発達支援管理責任者が欠如しており、「給付費の算定に必要な従業者の員数に加え」という要件を満たしていないため、加算を算定できない。児童発達支援管理責任者が配置された 3 日以降は算定可。なお、通常の休暇（有休等）の日については算定可。

※児童発達支援管理責任者が欠如の場合には、児童発達支援管理責任者欠如減算や個別支援計画未作成減算が適用となる場合がある。

【例7（重要）】基準人員欠如の場合 開所日：月～金（週5日）

定員10名、保育士2名（常勤専従・経験5年未満）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者1名（常勤専従・経験5年未満）を配置、基準人員欠如あり、定員超過受入日あり

	1	2	3	4	5	6	7	8	勤務時間計	計	
	月	火	水	木	金	土	日	月		基準人員	加配職員
児発管（常）	①	①	①	①	①			①	144	—	—
保1（常）	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>	160	160	0
保2（常）	<del>①</del>	有休	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	—	—	<del>①</del>	160	152	8
強行（常）	①	①	①	①	①	—	—	①	160	0	160
利用児童数	10	10	10	11	10	—	—	10	加算職種		
可否	○	×	○	×	○	—	—	○	児童指導員等 (常勤専従・5年未満)		

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者は基準人員として配置できない。

※基準人員として配置している職員（斜線部分）以外の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者は、常勤換算1名を満たすが、「給付費の算定に必要とする員数に加え」という要件があるため、2日は基準人員（必要：2名）が1人のみ、4日は受入が11人であり基準人員（必要：3名）が2人しかおらず、基準人員が欠如している。このため、基準人員を配置できない日については、加算を算定できない。

このケースでは、直接処遇職員が欠如する状況（人員基準違反）となるため、2日については、利用予定児童の支援の必要性和代替手段（他事業所または他事業の利用、家庭で過ごす等）の状況を勘案し、開所できるか検討する必要がある。4日については、定員までの受け入れとする等の対応が基本となる。

※なお、基準人員が欠如の場合には、[サービス提供職員欠如減算](#)が適用となる場合がある。

加 算	要 件	備 考												
専門的支援体制 加算 ・ 児発 ・ 放デイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定通所支援事業所において、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、<b>障害児通所支援給付費の算定に必要とする員数及び児童指導員等加配加算の算定に必要となる児童指導員等又はその他の従業者に加え、</b>理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置（常勤換算による算定）しているものとして届け出た事業所について加算するもの。</li> <li><b>個別支援計画を作成していない場合は算定できない。</b></li> </ul> <table border="1" data-bbox="387 645 1270 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">資格等</th> </tr> <tr> <th>児童発達支援</th> <th>放課後等デイサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士等</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員</li> <li>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者</li> <li><b>5年以上実務経験のある</b>保育士（※）</li> <li><b>5年以上実務経験のある</b>児童指導員（※）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育士又は児童指導員の<b>資格取得・任用してから5年（900日）以上の児童福祉事業の経験</b>が必要（実務経験証明書の要提出）。</p>	区分	資格等		児童発達支援	放課後等デイサービス	理学療法士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員</li> <li>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者</li> <li><b>5年以上実務経験のある</b>保育士（※）</li> <li><b>5年以上実務経験のある</b>児童指導員（※）</li> </ul>		※算定可否の基本的な考え方は、児童指導員等加配加算の例示と同様				
区分	資格等													
	児童発達支援	放課後等デイサービス												
理学療法士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員</li> <li>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修者</li> <li><b>5年以上実務経験のある</b>保育士（※）</li> <li><b>5年以上実務経験のある</b>児童指導員（※）</li> </ul>													
専門的支援実施 加算 ・ 児発 ・ 放デイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、<b>専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成</b>し、当該計画に基づき支援を行うこと。</li> <li>専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団5名程度まで又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可。</li> <li>専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、<b>30分以上を確保</b>すること。</li> <li>支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。</li> <li><b>計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること。</b></li> <li><b>対象児ごとの支援記録を作成</b>すること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="387 1798 1270 1935"> <thead> <tr> <th>算定限度回数</th> <th>月利用6日未満</th> <th>月利用12日未満</th> <th>月利用12日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援</td> <td colspan="2">4回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>	算定限度回数	月利用6日未満	月利用12日未満	月利用12日以上	児童発達支援	4回		6回	放課後等デイサービス	2回	4回	6回	
算定限度回数	月利用6日未満	月利用12日未満	月利用12日以上											
児童発達支援	4回		6回											
放課後等デイサービス	2回	4回	6回											

加 算	要 件	備 考
欠席時対応加算 ・ 児発 ・ 放デイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、事業所等従業者が、障害児又はその家族等との<b>連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該児童の状況、相談援助の内容等を記録</b>した場合に、<b>1月につき4回</b>（主として重症心身障害児を通わせる場合は、1月につき当該指定通所支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は8回）を<b>限度</b>として、所定単位数を算定する。</li> <li>・ <b>利用を中止した日の前々日、前日、当日に連絡があった場合算定可。</b></li> <li>・ <b>欠席連絡のみでは算定不可。</b>連絡調整その他相談援助を行う必要がある。</li> <li>・ 欠席時対応加算算定日は支給量として定められた利用日には含まれない。</li> <li>・ 連絡があったとしても、<b>欠席日に利用者が他事業所を利用した場合には算定できない。</b></li> </ul>	以下を記録 ①連絡を受けた日 ②連絡を受けた職員名 ③連絡者氏名 ④児童氏名 ⑤欠席日 ⑥欠席理由、児童の状況（体調等） ⑦次回来所予定日 ⑧相談援助内容
医療連携体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関等との連携により、障害児に対して<b>看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導</b>を行った場合に評価を行うもの。</li> <li>・ <b>あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し</b>、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。</li> <li>・ 当該障害児の主治医（必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない）から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示（<b>内容を書面で残すこと</b>）を受けすること。</li> <li>・ 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示を受けた<b>具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載</b>すること。また、当該障害児の主治医に対し、<b>定期的に看護の提供状況等を報告</b>すること。</li> <li>・ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</li> <li>・ 事業所に配置される看護師についても、医療的ケアを行った場合については加算の対象とする。ただし、この場合においても、当該事業所の配置医師の指示に基づいて行われる必要がある。なお、<b>医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合には、医療連携体制加算を算定できない。</b></li> </ul>	医療的ケア児への支援と報酬については <a href="#">令和3年5月19日厚労省事務連絡「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）」</a> を参照のこと

加 算	要 件				備 考	
福祉専門職員配置等加算 ・ 児発 ・ 放デイ		①従業者の総数 (常勤者数)	②社会福祉士等の総数 (常勤者数)	②/①	平成21 年度 国Q&AVol.2 問1-1	
	一 型	児童指導員	社会福祉士 介護福祉士	35% 以上		
	二 型		精神保健福祉士 公認心理師	25% 以上		
	三 型	ア	①Ⅰ・Ⅱ型要件の従業者に <b>保育士を加えた数(常勤換算)</b>	②常勤の者の数 (常勤換算)		75% 以上
	三 型	イ	①Ⅰ・Ⅱ型要件の従業者に <b>保育士を加えた数(常勤者数)</b>	②勤続年数3年以上の者 (常勤者数)		30% 以上
	<p>・Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型イにおいて評価する場合、<b>複数事業所を兼務する常勤職員</b>については、1週間の勤務時間の<b>2分の1を超えて当該事業所の職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1人)</b>として評価する。なお、<b>2つの事業所において1週間の勤務時間の2分の1ずつ勤務する場合は、いずれか一つの事業所において常勤の従業者(1人)</b>として取り扱う。</p> <p>・Ⅲ型アにおいて評価する場合、<b>複数事業所を兼務する職員</b>については、各事業所での勤務時間数をそれぞれの事業所において、常勤従業者の割合を算定する際の分子、分母に算入することが可能。</p>					



## (2) 主な減算

減算	要件	備考
定員超過利用減算	<p>・ <b>1日当たりの利用実績による定員超過利用減算</b></p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>・ <b>過去3月間の利用実績による定員超過利用減算</b> 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。 ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。</p>	<p>※減算とならない範囲であれば、定員超過してよいということではない。（「<a href="#">利用定員の遵守について</a>」参照）</p> <p>【減算対象サービス】 児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</p>
サービス提供職員欠如減算	<p>人員基準上必要とされる員数（児発管を除く。）から</p> <p>・ <b>1割を超えて減少した場合</b> その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで。</p> <p>・ <b>1割の範囲内で減少した場合</b> その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p><b>障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員）について減算される。</b></p> <p>・ 減算が適用される月から<b>3月未満の月</b>については、所定単位数の<b>100分の70</b>とする。</p> <p>・ 減算が適用される月から<b>連続して3月以上の月</b>については、所定単位数の<b>100分の50</b>とする。</p>	<p>【減算対象サービス】 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p>
児童発達支援管理責任者欠如減算	<p>・ 欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月の末日まで（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>・ 減算が適用される月から<b>5月未満の月</b>については、所定単位数の<b>100分の70</b>とする。</p> <p>・ 減算が適用される月から<b>連続して5月以上の月</b>については、所定単位数の<b>100分の50</b>とする。</p>	<p>【減算対象サービス】 全サービス</p>

## 人員欠如の場合の取扱い例示

【例：サービス提供職員が欠如（1割を超えて減少）した場合】

定員 10 人、基準人員 2 人のうち 1 人欠如（5 割減）

令和 5 年 4 月に基準人員が 1 人欠如となり、令和 5 年 9 月 1 日に新たに配置された場合

（参考）1 日 1 人当たりの報酬例：基本報酬 604 単位 + 児童指導員等加配加算 187 単位 = 791 単位

サービス提供年月	R5.4 月	R5.5 月	R5.6 月	R5.7 月	R5.8 月	R5.9 月	R5.10 月
基準人員	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	配置	配置
サービス提供職員欠如減算	減算なし	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	減算なし
児童指導員等加配加算・専門的支援加算	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定可 ○	算定可 ○
報酬単位（参考）	604	604 × 0.7 = 422	604 × 0.7 = 422	604 × 0.5 = 302	604 × 0.5 = 302	604 × 0.5 + 187 = 489	604 + 187 = 791

- ・人員欠如が解消されるに至った月まで減算となるため、令和 4 年 9 月 1 日に新たに配置できた場合でも、令和 4 年 9 月サービス提供分は減算となる。
- ※サービス提供職員欠如と定員超過利用の双方の減算事由に該当する場合、減算単位数が大きい方のみ適用（留意事項通知 第二 1 通則（10）複数の減算事由に該当する場合の取扱い）

【例：児童発達支援管理責任者が欠如した場合】

令和 5 年 4 月に欠如となり、令和 5 年 10 月 1 日に新たに配置された場合

個別支援計画作成（更新）月が 5 月の場合（便宜的に利用者全員が同じ条件とする）

（参考）1 日 1 人当たりの報酬例：基本報酬 604 単位 + 児童指導員等加配加算 187 単位 = 791 単位

サービス提供年月	R5.4 月	R5.5 月	R5.6 月	R5.7 月	R5.8 月	R5.9 月	R5.10 月	R5.11 月
児発管	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	配置	配置
児童発達支援管理責任者欠如減算	減算なし	減算なし	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 50%	減算なし
個別支援計画未作成減算	減算なし	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	減算なし	減算なし
基本報酬減算適用割合（※）	減算なし	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 70%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	基本報酬 × 50%	減算なし
児童指導員等加配加算・専門的支援加算	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定不可 ×	算定可 ○	算定可 ○
報酬単位（参考）	604	604 × 0.7 = 422	604 × 0.7 = 422	604 × 0.5 = 302	604 × 0.5 = 302	604 × 0.5 = 302	604 × 0.5 + 187 = 489	604 + 187 = 791

- ・人員欠如が解消されるに至った月まで減算となるため、令和 4 年 9 月 1 日に新たに配置できた場合でも、令和 4 年 9 月サービス提供分は減算となる。
- ・児童発達支援管理責任者欠如減算の適用及び児童指導員等加配加算算定不可は全利用児童が対象となる。なお、個別支援計画は個別支援計画が作成されていない児童のみが減算となる。
- ※児童発達支援管理責任者欠如と個別支援計画未作成の双方の減算事由に該当する場合、減算単位数が大きい方のみ適用する。（平成 30 年 5 月 23 日国 Q & A 問 2）

## 5 その他障害児通所支援に関するQ & A

	質 問	回 答	出典等
1	放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。	<p>具体的には以下のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）</li> <li>・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）</li> </ul> <p>なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。</p>	平成27年3月31日平成27年度国Q&A（VOL.1）問69
2	事業所の中に、休業日に利用している障害児と授業終了後に利用している障害児がいる場合、放課後等デイサービスの報酬はどのようなのか。	<p>個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後（休業日ではない）又は休業日の報酬を算定する。</p> <p>なお、休業日には、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保されたい。</p>	平成24年8月31日平成24年度国Q & A問88
3	児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員に係る業務について、第三者に委託してもよいか。また、派遣社員を配置してもよいか。	<p>原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に<b>直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。</b></p> <p>本市において、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務は「送迎のみを行う送迎員や事務員」と解釈しているため、<b>児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接処遇職員に係る業務について第三者への委託は不可。</b></p> <p>なお、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であれば問題はないため、派遣社員でもよい。</p>	基準省令第38条第2項（参考）
4	保育士資格証明書から保育士証への切り替えをしていないが、保育士として配置が可能か。	<p>不可。児童福祉法の改正前は、保育士（保育）資格証明書を持っていれば、保育士として児童福祉施設で働くことができたが、平成15年に改正されてからは、保育士となる資格を証明する書類（保育士（保育）資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士試験合格通知書等）だけを持っていても「保育士」として働くことができなくなった。</p> <p>「保育士」として働くには、その業務に就く前に、都道府県知事に対して登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受けてはじめて、保育士として働くことができる。</p>	法第18条の4、18条の18第1項
5	保育士の登録申請中の場合、保育士としての配置が認められるか。	<p>保育士登録済通知書の写しの提出があれば可。</p>	保育士登録の取扱いについて（平成15年12月1日雇児保発第1201001号）

	質 問	回 答	出典等
6	<p>児童指導員等加配加算の報酬区分において「児童指導員等」となる強度行動障害支援者養成研修修了者は、児童指導員（基準職員）として配置できるか。</p>	<p>児童指導員任用資格の要件を満たしていない限り不可。 児童指導員等加配加算の報酬区分における「児童指導員等」は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了</li> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了</li> <li>・ 行動援護従業者養成研修修了</li> <li>・ 手話通訳士、手話通訳者</li> </ul> <p>このうち基準職員として配置できるのは「児童指導員」に限られる。</p>	報酬告示
7	<p>医療的ケア区分に応じた基本報酬を請求するには、どのような手続きが必要か。</p>	<p>あらかじめ算定開始月の前月15日までに体制届及び別紙27「医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書」の届出を行う。その上で、一月を通じた医療的ケア児の利用実績及び看護職員の配置実績に応じて報酬を請求する。</p>	<p><a href="#">令和3年5月19日 厚労省事務連絡 「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて (Vol.2)」</a></p>